



**枕崎市**  
**第3次障害者計画**  
**第7期障害福祉計画**  
**第3期障害児福祉計画**

**令和6年3月**  
**鹿児島県 枕崎市**



## 目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 関連計画との関係	5
4 計画の期間	5
5 計画策定の体制	6
6 障害のある人を取り巻く環境の変化	8
（1）障害福祉サービス制度及び関係法令の変遷	8
（2）第5次障害者基本計画概要（国資料抜粋）	9
（3）第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る基本指針	12
7 計画策定の経緯	17
（1）枕崎市第3次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策 定委員会	17
（2）アンケート調査	17
（3）パブリックコメント	18
第2章 枕崎市における障害者の現状	19
1 人口の推移	21
2 障害者数の推移	22
（1）全体（身体・知的・精神）	22
（2）身体障害者手帳所持者	23
（3）療育手帳所持者	26
（4）精神障害者保健福祉手帳所持者	27
3 アンケート調査結果（抜粋）	28
（1）調査概要	28
（2）障害者手帳所持者に対する調査	28
（3）通所受給者証保持者に対する調査	37
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 計画の基本理念	45
2 計画の基本的視点	45
（1）主体性、自立性の確立	45
（2）ライフステージに沿った総合的な施策の推進	46
（3）すべての人にやさしいまちづくり	46

(4) 住民総参加によるノーマライゼーション社会の実現.....	46
(5) 在宅生活・地域生活の重視.....	46
(6) 障害の重複化・重度化及び障害のある人の高齢化への対応.....	47
(7) 障害のある人の活躍の場の確保.....	47
3 地域共生社会の実現に向けた取組.....	48
4 施策の体系.....	49
第4章 施策の展開.....	51
1 啓発・広報.....	53
(1) 啓発・広報の推進.....	53
(2) 福祉に関する教育・研修の推進.....	54
(3) ボランティア活動の推進.....	55
2 相談・情報提供.....	56
(1) 相談支援体制の充実.....	56
(2) 情報提供の充実.....	57
(3) 障害のある人の権利擁護.....	57
3 保健・医療.....	59
(1) 障害の発生予防及び早期発見、早期治療等.....	59
(2) 健康の維持・増進.....	60
(3) 医療・リハビリテーションの充実.....	60
4 生活支援サービス（福祉サービス）.....	61
(1) 障害福祉サービスの充実.....	61
(2) 地域生活支援事業の充実.....	62
(3) 経済的自立支援及び家族介護者への支援.....	62
5 雇用・就労.....	64
(1) 雇用促進の啓発.....	64
(2) 雇用・就業の促進.....	65
(3) 福祉的就労の場の確保.....	65
6 社会参加.....	66
(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進.....	66
(2) 文化活動の促進.....	66
7 教育・育成.....	68
(1) 療育・保育の充実.....	68
(2) 特別支援教育の充実.....	69
(3) 放課後活動・生涯学習の充実.....	69

8	生活環境	70
	(1) 公共施設・住環境の整備の促進	70
	(2) 移動・交通対策の推進	71
	(3) 防災・防犯対策の推進	72
第5章	成果目標の設定	73
1	基本指針の見直しの主なポイント及び成果目標	75
	(1) 基本指針の主なポイント	75
	(2) 基本指針における障害（児）福祉計画に係る成果目標	77
2	成果目標の設定	78
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	78
	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（鹿児島県分）	78
	(3) 地域生活支援の充実	78
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	79
	(5) 障害児支援の提供体制の整備等	81
	(6) 相談支援体制の充実・強化等	81
	(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	82
第6章	障害福祉サービス等の量の見込み	83
1	障害福祉サービスの見込み	85
	(1) 訪問系サービス	85
	(2) 日中活動系サービス	86
	(3) 居住系サービス	88
	(4) 相談支援	89
	(5) 見込み量の確保のための方策	89
2	障害児福祉サービスの見込み	91
	(1) 通所支援	91
	(2) 相談支援	92
	(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	92
	(4) 見込み量の確保のための方策	92
3	地域生活支援事業	93
	(1) 必須事業の概要	93
	(2) 任意事業の概要	94
	(3) サービス量の見込み	95
	(4) 見込み量の確保のための方策	95
4	発達障害者等に対する支援	96

5 精神障害者に対する支援.....	96
第7章 計画の推進にあたって.....	97
1 計画の評価・検討.....	99
2 計画の周知.....	100
3 推進体制の確立.....	100
4 国・県及び近隣自治体との連携.....	100
5 サービスを担う人材の養成・確保.....	100
資料編.....	103
1 枕崎市地域自立支援協議会設置要綱.....	105
2 枕崎市地域自立支援協議会名簿.....	107



# 第 1 章

## 計画の概要

---





# 第 1 章 計画の概要



## 1 計画策定の趣旨

これまで国においては、平成 18（2006）年 12 月に国連本部において採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、平成 21（2009）年 12 月に、政府が障害者制度改革推進本部を設置したことを機に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「障害者基本法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）等の国内法が整備されました。

このような中、本市においては、障害者基本法を根拠法として 6 か年を 1 期間とする「障害者計画」、障害者総合支援法を根拠法として、3 か年を 1 期間とする「障害福祉計画」及び児童福祉法を根拠法とする「障害児福祉計画」により計画的な障害者施策の推進を行ってきました。

このたび、令和 5（2023）年度に「第 2 次障害者計画」、「第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針及び近年の障害者制度改革を踏まえ、障害の有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重し、だれもが同じ地域の一員として共に生きる「地域共生社会」の実現に向け、新たな計画を策定するものです。



## 2 計画の位置づけ

本計画は、「市町村障害者計画」と「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」として、それぞれ策定を義務付けられた法定計画を一体的に『枕崎市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画』として策定するものです。計画の名称については、前計画と区別するため、『枕崎市第 3 次障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画』とします。

本計画で記載している「障害者」とは、障害者基本法で定められている「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病（特定疾患）、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」人を総称するものとして使用し、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。また、「障害児」と区分している場合は、18 歳未満の障害のある幼児・児童生徒のこととしますが、区分していない場合には年齢は問わないものとします。

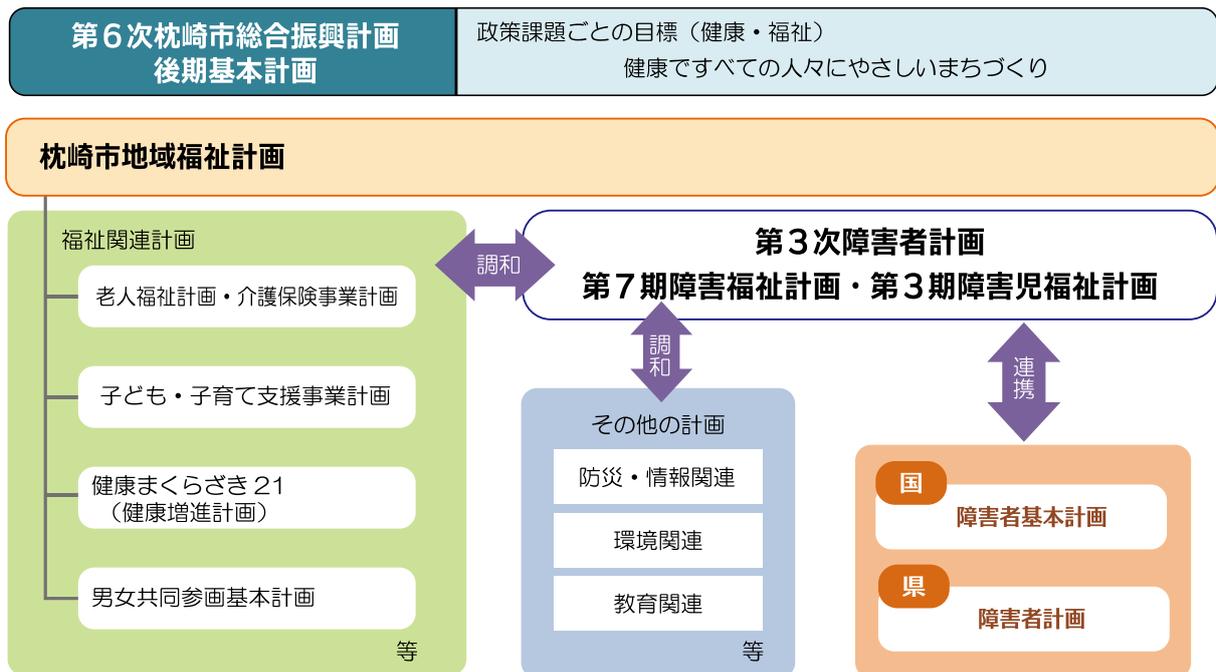
図表:計画名・根拠法及び主な策定事項

計画名	根拠法及び主な策定事項
障害者計画	<p><b>根拠法</b> 障害者基本法（第 11 条第 3 項）</p> <p>（市町村障害者計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者施策の基本的な事項や理念を定めるもの</li> <li>※国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とする。</li> </ul>
障害福祉計画	<p><b>根拠法</b> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 8 8 条</p> <p>（市町村障害福祉計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項</li> <li>○ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み</li> <li>○ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等</li> </ul>
障害児福祉計画	<p><b>根拠法</b> 児童福祉法第 3 3 条の 2 0</p> <p>（市町村障害児福祉計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項</li> <li>○ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等</li> <li>○ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等</li> </ul>

### 3 関連計画との関係

本計画は、市政運営の最上位計画である第6次枕崎市総合振興計画における障害福祉分野の部門別計画として位置づけられ、地域福祉計画、老人福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連分野の各計画との調和を保ちつつ、障害者福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つ計画となります。

図表:関連計画との関係



### 4 計画の期間

「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」は国が定める基本指針により計画期間が3年と定められているため、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3か年計画として策定します。

「市町村障害者計画」は計画期間が定められていませんが、障害福祉計画・障害児福祉計画との一体的な施策展開を図るため、「第3次障害者計画」は令和6年度から令和11年度までの6か年計画として策定します。

ただし、大幅な制度改正の動向やPDCAサイクルによる評価・分析により、必要に応じて計画を見直すものとします。

図表:計画の期間

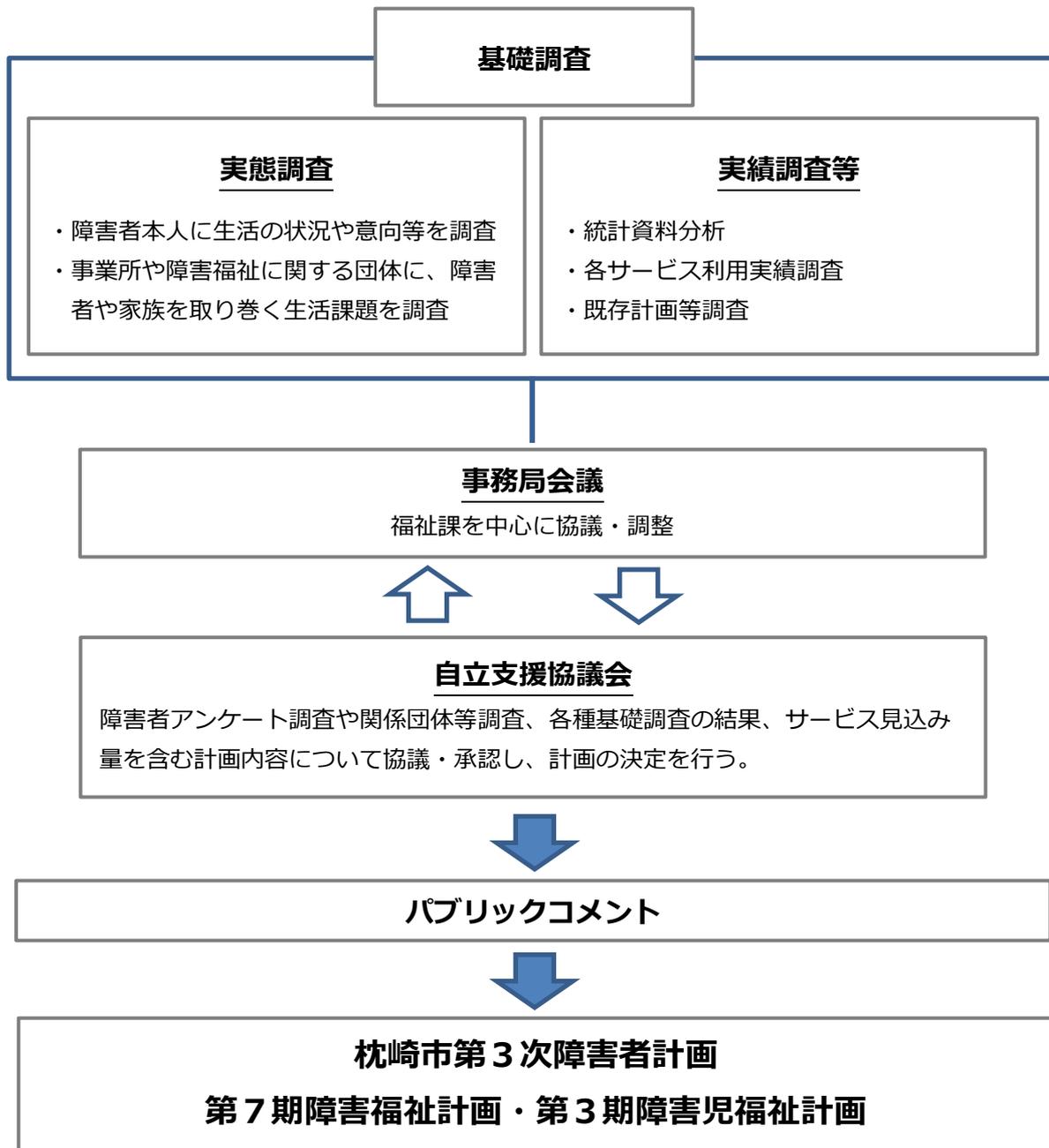
令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)
第6次枕崎市総合振興計画 (後期基本計画)					第7次枕崎市総合振興計画				
枕崎市地域福祉計画					枕崎市地域福祉計画				
第2次障害者計画			第3次障害者計画						第4次
第6期 第2期			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			第8期 第4期			第9期 第5期

## 5 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、障害者や関係団体への実態調査を実施し、当事者や支援者の方の意見等を参考資料として活用します。

また、実態調査結果や市の施策の実施状況等を基に、枕崎市地域自立支援協議会の代表者で構成された策定委員会を設置・開催し、本計画素案等の検討、審議を行っていきます。

さらに、本計画素案については、市民意見の募集（パブリックコメント）を実施する予定です。





## 6 障害のある人を取り巻く環境の変化

### (1) 障害福祉サービス制度及び関係法令の変遷

図表：障害福祉サービス制度及び関係法令の変遷

年度	障害福祉サービス制度	関係法令等
H25	◎障害者総合支援法施行(H25.4～) ・障害者の範囲に難病を加える ・重度訪問介護の対象者を知的障害者、精神障害者にも拡大等	<b>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(H25.6 成立、H28.4～施行)</b> ・障害を理由とする差別の禁止 ・相談及び紛争防止のための体制の整備 ・啓発活動等の差別解消のための支援措置等
H26		『障害者権利条約』日本における発効 (H26.2)
H27		『持続可能な開発目標(SDGs)』国連サミットで採択
H28		<b>「障害者雇用促進法」改正 (H28.4 成立、H30.4～施行)</b> ・雇用の分野における障害を理由とする差別の禁止等 <b>「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(H28.5～施行)</b>
H29		介護保険法等の一部改正(共生型サービスの位置づけ) H30.4
H30		<b>「障害者文化芸術推進法」(H30.6～施行)</b>
R1	「障害者総合支援法」、「児童福祉法」改正 (H30.4～施行) ・自立生活援助、就労定着支援の新設等	<b>「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」(R1.6～施行)</b>
R2		<b>「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」(R2.12～施行)</b> <b>「障害者差別解消法」改正 (R3.6 公布、公布後3年以内に施行)</b> ・事業者に対し合理的配慮の提供を義務付け等
R3		<b>「医療的ケア児支援法」(R3.9～施行)</b>
R4	「児童福祉法」改正 (R4.6 公布) 「障害者総合支援法等改正法」(R4.12 公布 R6.4 まで順次施行) ・児童発達支援センターの機能強化、地域生活や就労の支援、精神障害者の権利擁護の推進、難病患者等の医療の充実等	<b>「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」(R4.5～施行)</b>
R5		<b>「改正障害者雇用促進法」施行 (R5.4～施行 R6.4～施行)</b> ・雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化 ・精神障害者である短時間労働者の雇用率算定に係る特例の延長等

[出典]鹿児島県障害者計画(第5次)掲載資料を基に作成

## (2) 第5次障害者基本計画概要（国資料抜粋）

### ① 障害者基本計画（第5次）の位置づけ

**位置付け：** 政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき策定。）

**計画期間：** 令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間

### ② 障害者基本計画（第5次）の基本的考え方

**基本理念：** 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

**基本原則：** 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

### ③ 各分野に共通する横断的視点

#### ア 条約の理念の尊重及び整合性の確保

- 「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考え方の下、「インクルージョン」を推進する観点から、障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉えるとともに、障害者施策の検討及び評価に当たっては、障害者が政策決定過程に参画することとし、障害者の意見を施策に反映させることが求められる。その際、障害者の社会参加は、障害者の自立にもつながることに留意する。

#### イ 共生社会の実現に資する取組の推進

- 障害者が経験する困難や制限は、障害者個人の障害と社会的な要因の双方に起因するという視点に照らし、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進める必要がある。社会的障壁の除去にあたっては、障害者の参加を確保し、障害者の意見を施策に反映させるとともに、障害者・行政機関・事業者・地域住民といった様々な関係者が協力して取組を進めていくことが重要である。そのためには、人的支援等による環境整備と、合理的配慮の提供を両輪として障害者のアクセシビリティ向上を図ることが重要であり、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていく。
- 障害者への移動支援や情報提供、意思疎通、意思決定支援等様々な場面で、新たな技術の利活用について検討を行い、積極的な導入を推進する。その際、当該機器・サービスが新た

な社会的障壁となる可能性があることにも留意することとする。

#### ウ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

- 障害者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害者がライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う。
- 支援に当たっては、障害者施策が、障害者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害者の支援は、障害者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障害者の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意する。

#### エ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

- 障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定・実施する。
- 知的障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等の社会全体に対する理解促進、施策の充実を図る必要がある。

#### オ 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進

- 障害のある女性を始め、複合的に困難な状況に置かれた障害者に対するきめ細かい配慮が求められることを踏まえて障害者施策を策定・実施する必要がある。

#### カ P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

- P D C A サイクルを構築し、着実に実行する。また、施策の不断の見直しを図る。

### ④ 施策の円滑な推進

#### ア 連携・協力の確保

- 政府の障害者施策を一体的に推進し、各府省相互間の緊密な連携・協力を図る。

#### イ 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現するよう、国民の理解促進に努める。また、本基本計画の実施を通じて実現を目指す「共生社会」の理念やいわゆる「社会モデル」の考え方について必要な広報啓発を推進するとともに、「心のバリアフリー」への理解を深めるための取組を継続して進める。
- 障害者施策は幅広い国民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進する。

## ⑤ 各分野における障害者施策の基本的な方向（11の分野）

### 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

### 2 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住居の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

### 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

### 4 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 消費トラブルの防止及び被害からの救済

### 5 行政における配慮の充実

- (1) 司法手続き等における配慮等
- (2) 選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

### 6 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

### 7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障害のあるこどもに対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

### 8 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における障害学生支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

### 9 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

### 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

### 11 国際社会への協力・連携の推進

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障害者の国際交流等の推進

### **(3) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る基本指針**

計画策定の根拠となる国の基本指針「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」は、令和5（2023）年5月に改正・告示されています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方などは以下のとおりです。

#### **① 基本的理念**

障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえつつ、障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援や、課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取組などに配慮し、総合的な計画を作成する。

#### **② 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方**

基本的理念を踏まえ、全国で必要とされる訪問系サービスの保障や、希望する障害者等への日中活動系サービスの保障、グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能充実、福祉施設から一般就労への移行、強度行動障害のある者に関する支援ニーズ把握・支援体制整備の推進などに配慮して目標を設定し、計画的な整備を行う。

#### **③ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方**

相談支援体制の充実・強化、地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保、発達障害者等に対する支援、地域自立支援協議会の活性化の視点により取り組むことが必要である。

#### **④ 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方**

専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ること、インクルージョンの推進が重要である。

⑤ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点
<p><b>①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障害者等への支援に係る記載の拡充</li> <li>・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し</li> </ul>	<p><b>【成果目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市 施設入所者数：令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域移行するとともに、施設入所者数は令和4年度末の<b>5%以上削減</b></li> <li>市 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、<b>コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め</b>、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う</li> <li>市 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める <b>新規</b></li> </ul> <p><b>【活動指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市 「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」ごとの利用者数、利用単位数の見込みを設定する <b>新規</b></li> <li>市 「生活介護」「短期入所（福祉型、医療型）」「共同生活援助」の利用者数のうち、重度障害者（強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等について個別に利用者数の見込みを設定する <b>新規</b></li> <li>市 地域生活支援拠点等の設置箇所数と、<b>コーディネーターの配置人数</b>、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた<b>支援の実績等を踏まえた</b>検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する</li> </ul>
<p><b>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備</li> <li>・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定</li> </ul>	<p><b>【成果目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：<b>325.3 日以上</b></li> <li>県 精神病床における早期退院率：<b>3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上</b></li> </ul> <p><b>【活動指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市 「自立訓練（生活訓練）」の利用者数のうち、精神障害者の利用者数の見込みを設定する <b>新規</b></li> </ul>
<p><b>③福祉施設から一般就労への移行等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定</li> <li>・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記</li> </ul>	<p><b>【成果目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数：令和3年度実績の <b>1.28 倍以上</b> 就労移行支援：<b>1.31 倍以上</b>、就労継続支援 A 型：<b>1.29 倍以上</b>、就労継続支援 B 型：<b>1.28 倍以上</b></li> <li>市 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする <b>新規</b></li> <li>市 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の <b>1.41 倍以上</b></li> <li>市 就労定着支援事業所のうち、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が<b>7割以上</b>となる事業所の割合を<b>2割5分以上</b>とする</li> <li>県 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進 <b>新規</b></li> </ul> <p><b>【活動指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市 「就労選択支援」の利用者数の見込みを設定する <b>新規</b></li> </ul>

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点
<p><b>④障害児のサービス提供体制の計画的な構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備</li> <li>・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進</li> <li>・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実</li> <li>・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充</li> </ul>	<p><b>【成果目標】</b></p> <p>市 <b>令和8年度末までに</b>、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置</p> <p>市 令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する <b>新規</b></p> <p>市 <b>令和8年度末までに</b>、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保</p> <p>県 各都道府県は難聴児支援を<b>総合的に推進するための計画を策定</b>する</p> <p>県 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置する <b>新規</b></p> <p>県 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置する <b>新規</b></p> <p><b>【活動指標】</b></p> <p>市 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「福祉型障害児入所施設」「医療型障害児入所施設」において、障害児等のニーズ、<b>重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ</b>、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。</p> <p>県 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数の見込みを設定する <b>新規</b></p>
<p><b>⑤発達障害者等支援の一層の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進</li> <li>・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進</li> </ul>	<p><b>【活動指標】</b></p> <p>市 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、<b>プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）</b>の見込みを設定する</p>
<p><b>⑥地域における相談支援体制の充実強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターの設置等の推進</li> <li>・協議会の活性化に向けた成果目標の新設</li> </ul>	<p><b>【成果目標】</b></p> <p>市 各市町村において、<b>令和8年度末までに</b>基幹相談支援センターを設置する</p> <p>市 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う <b>新規</b></p> <p><b>【活動指標】</b></p> <p>市 基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する <b>新規</b></p> <p>市 <b>基幹相談支援センターによる</b>地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、<b>個別事例の支援内容の検証の実施回数</b>の見込みを設定する</p> <p>市 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する <b>新規</b></p> <p>市 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）、参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する <b>新規</b></p>

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点
<p><b>⑦障害者等に対する虐待の防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底</li> <li>精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設</li> </ul>	<p>市 学校、保育所等、医療機関における障害者を含む虐待防止の取組を推進するため、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して都道府県の実施する障害者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要がある <b>新規</b></p> <p>県 精神科病院における虐待防止に向けた取組を一層推進するため、(中略) 都道府県においては、業務従事者等による通報の受理体制の整備、監督権限等の適切な行使や措置等の公表が求められる <b>新規</b></p>
<p><b>⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設</li> </ul>	<p>市 改正社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は<b>同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図る</b></p>
<p><b>⑨障害福祉サービスの質の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加</li> </ul>	<p>県 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する <b>新規</b></p>
<p><b>⑩障害福祉人材の確保・定着</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設</li> <li>相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加</li> </ul>	<p><b>【活動指標】</b></p> <p>県 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込みを設定する <b>新規</b></p>
<p><b>⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進</li> <li>市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進</li> </ul>	<p><b>【活動指標】</b></p> <p>●「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」ごとの利用者数、利用単位数の見込みを設定する <b>新規</b> (再掲)</p>
<p><b>⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設</li> </ul>	<p>(市・県)</p> <p>●障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、都道府県・市区町村において、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者による ICT 活用等の促進を図る <b>新規</b></p>

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点
<p>⑬ <b>障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重</li> <li>・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備</li> </ul>	<p>(市・県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 難病患者については、多様な症状や障害等その特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障害福祉サービスの利用も含む支援体制を整備することが重要 <b>新規</b></li> </ul>
<p>⑭ <b>その他：地方分権提案に対する対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間の柔軟化</li> <li>・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化</li> </ul>	<p>(市・県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を勘案して、柔軟な期間設定が可能 <b>新規</b></li> <li>市 各都道府県が定める障害保健福祉圏域に留意した上で、市町村が作成する障害福祉計画等については、協働策定が可能 <b>新規</b></li> <li>市 サービスの見込み量以外の活動指標については、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることが可能 <b>新規</b></li> </ul>

## 7 計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、日常生活における現状や課題、障害者福祉サービスに対する利用意向などを把握するための「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

また、計画の策定段階では、有識者や住民代表から構成される「枕崎市第3次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会」において、アンケート調査、地域課題、今後における施策等の内容について検討を行いました。

### (1) 枕崎市第3次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会

計画策定においては、社会全体で障害福祉に対する取組を行っていく必要があることから、行政機関内部だけでなく福祉関係者、障害者団体等で構成された「枕崎市第3次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会」を設置し、様々な見地からの意見をいただきました。

図表:策定委員会の議題

	期 日	議 題
第1回	令和5年8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画概要について</li> <li>● アンケート調査票（素案）について</li> <li>● 今後のスケジュールについて</li> </ul>
第2回	令和6年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画素案について</li> </ul>
第3回	令和6年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パブリックコメントの結果報告について</li> <li>● 計画素案について（最終）</li> </ul>

### (2) アンケート調査

障害のある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためにアンケートを実施しました。

図表:調査概要

調査期間	令和5年11月7日（火）～令和5年11月22日（水）			
調査対象	障害手帳所持者・通所受給者証保持者			
回収状況	障害者手帳所持者	配布数 531 件	回収数 186 件	回収率 35.0%
	通所受給者証保持者	配布数 118 件	回収数 47 件	回収率 39.8%

### (3) パブリックコメント

計画案に対し、市民の方々の意見を聞くために閲覧の機会を設け、意見を公募しました。実施概要は以下のとおりです。

図表:パブリックコメント実施概要

募集期間	令和6年2月9日(金)～3月9日(土)
意見提出方法	ホームページ、福祉課窓口
担当課	福祉課



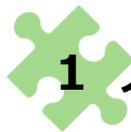
## 第 2 章 枕崎市における障害者の現状

---





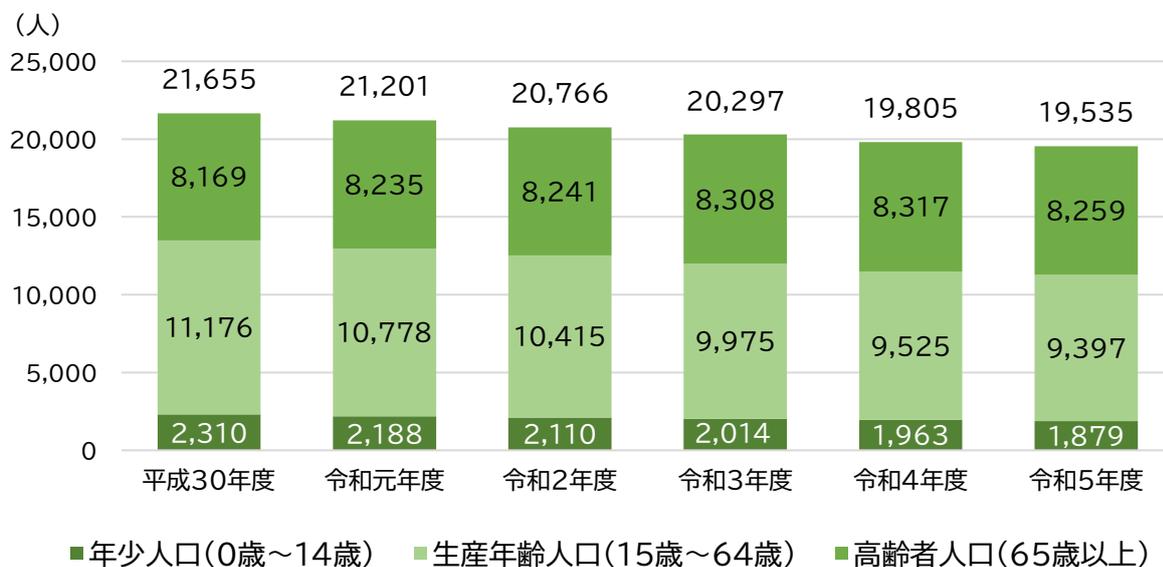
## 第2章 枕崎市における障害者の現状



### 1 人口の推移

本市の人口は令和5年4月現在で 19,535 人となっており、減少傾向で推移しています。

図表:人口の推移



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	21,655	21,201	20,766	20,297	19,805	19,535
年少人口 (0歳~14歳)	2,310	2,188	2,110	2,014	1,963	1,879
生産年齢人口 (15歳~64歳)	11,176	10,778	10,415	9,975	9,525	9,397
高齢者人口 (65歳以上)	8,169	8,235	8,241	8,308	8,317	8,259

[出典]福祉課(各年度4月1日現在)

## 2 障害者数の推移

### (1) 全体（身体・知的・精神）

本市の障害者数（手帳所持者数）は、令和5年4月1日現在で1,617人となっており、やや減少傾向で推移しています。

図表: 障害者数の状況(全体)



[出典]福祉課(各年度4月1日現在)

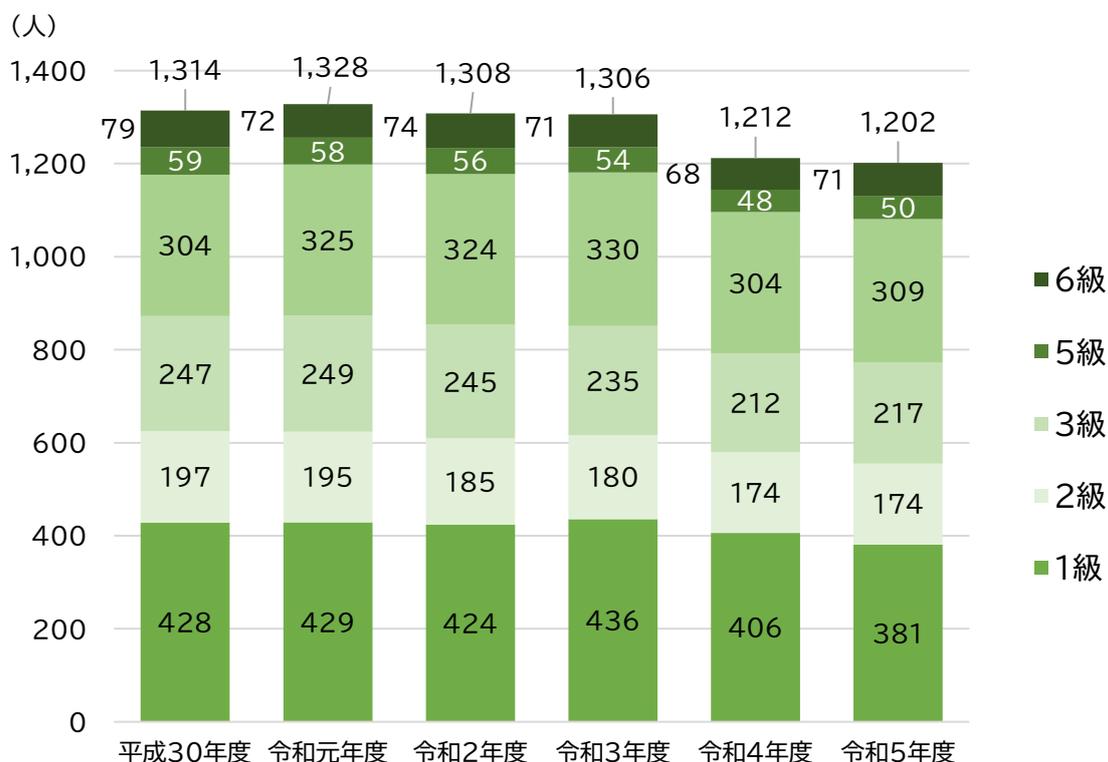
## (2) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者は減少傾向にあり、令和5年4月1日現在で1,202名となっています。

等級区分別にみると、重度者である1級が381名、2級が174名となっており、約半数を占めています。

年代別にみると、18歳未満が15名、18歳以上が1,187名となっています。

図表:身体障害者手帳所持者の状況



	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児 (18歳未満)	19	21	19	17	15	15
障害者 (18歳以上)	1,295	1,307	1,289	1,289	1,197	1,187

[出典]福祉課(各年度4月1日現在)

障害種別にみると、肢体不自由が627人、内部障害が365人となっており、この2つで約8割を占めています。

図表：障害種別身体障害者(児)数

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
視覚障害	障害児	1	1	1	1	1	1
	障害者	98	95	83	80	74	69
	小計	99	96	84	81	75	70
聴覚障害	障害児	4	5	5	4	3	3
	障害者	117	117	117	122	117	121
	小計	121	122	122	126	120	124
言語障害	障害児	0	0	0	0	0	0
	障害者	22	17	17	18	17	16
	小計	22	17	17	18	17	16
肢体不自由	障害児	8	9	9	9	8	8
	障害者	708	701	688	677	630	619
	小計	716	710	697	686	638	627
内部障害	障害児	6	6	4	3	3	3
	障害者	350	377	384	392	359	362
	小計	356	383	388	395	362	365
合計	障害児	19	21	19	17	15	15
	障害者	1,295	1,307	1,289	1,289	1,197	1,187
	小計	1,314	1,328	1,308	1,306	1,212	1,202

[出典]福祉課(各年度4月1日現在)

図表：等級別身体障害者(児)数

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1級	障害児	9	10	8	7	6	6
	障害者	419	419	416	429	400	375
	小計	428	429	424	436	406	381
2級	障害児	3	3	4	4	3	3
	障害者	194	192	181	176	171	171
	小計	197	195	185	180	174	174
3級	障害児	4	4	3	3	3	3
	障害者	243	245	242	232	209	214
	小計	247	249	245	235	212	217
4級	障害児	1	1	1	1	1	1
	障害者	303	324	323	329	303	308
	小計	304	325	324	330	304	309
5級	障害児	1	1	1	1	1	1
	障害者	58	57	55	53	47	49
	小計	59	58	56	54	48	50
6級	障害児	1	2	2	1	1	1
	障害者	78	70	72	70	67	70
	小計	79	72	74	71	68	71
合計	障害児	19	21	19	17	15	15
	障害者	1,295	1,307	1,289	1,289	1,197	1,187
	小計	1,314	1,328	1,308	1,306	1,212	1,202

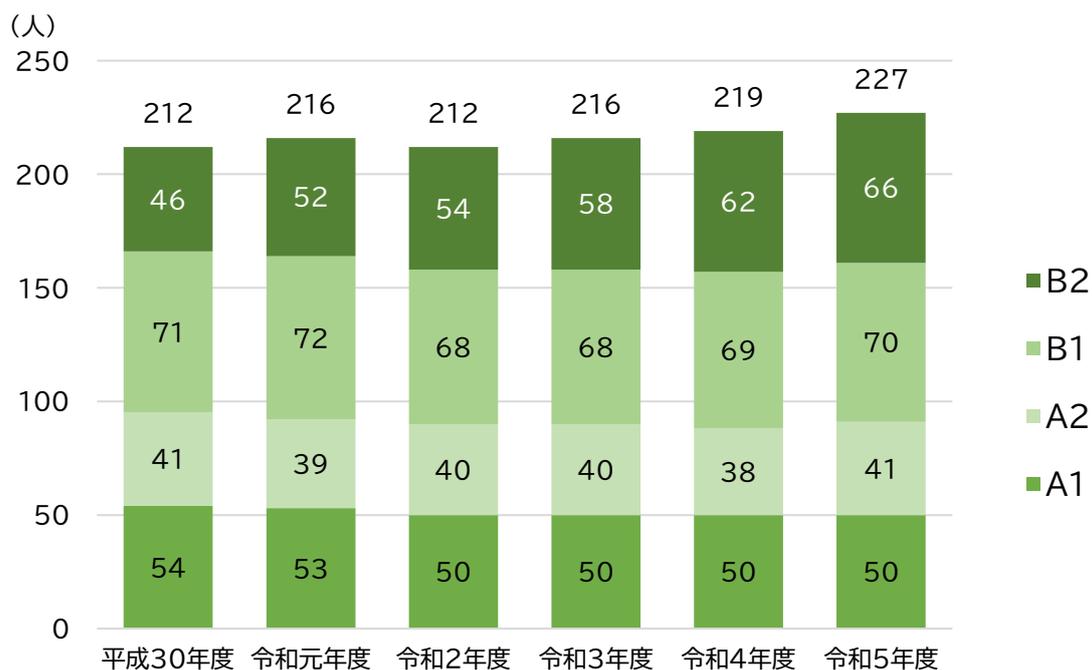
[出典]福祉課(各年度4月1日現在)

### (3) 療育手帳所持者

療育手帳所持者は増加傾向にあり、令和5年4月1日現在で227名となっています。等級区分別にみると、B（中・軽度）の割合が上昇傾向にあり、全体の約6割を占めています。

年代別にみると、18歳未満が37名、18歳以上が190名となっています。

図表:療育手帳所持者の状況



	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児 (18歳未満)	34	33	32	34	35	37
障害者 (18歳以上)	178	183	180	182	184	190

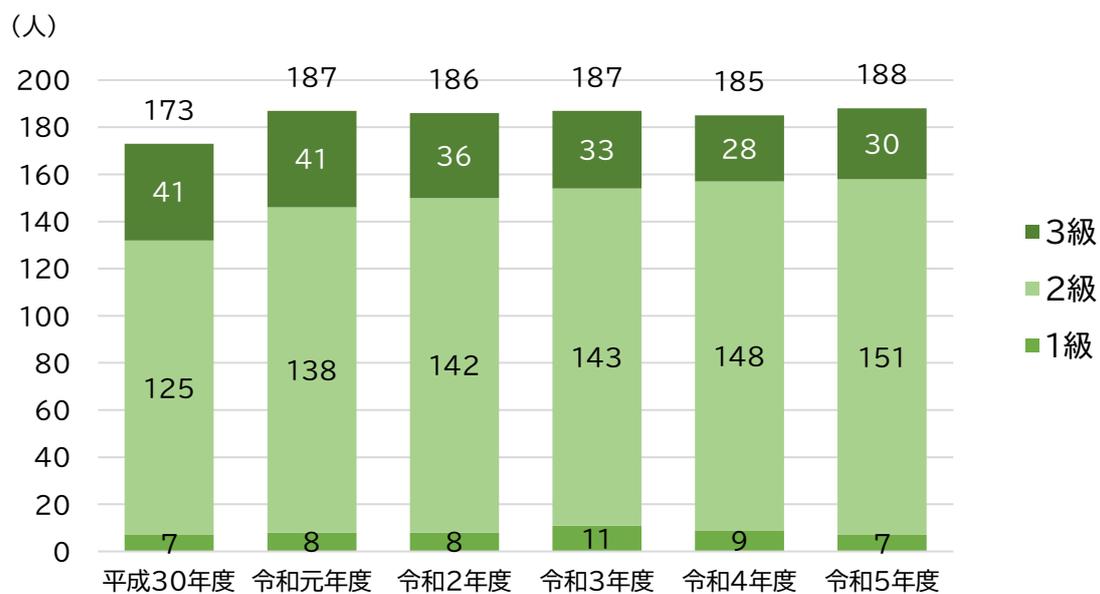
[出典]福祉課(各年度4月1日現在)

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者は横ばいで推移しており、令和5年4月1日現在で188名となっています。

等級区分別の構成比をみると、中度者である2級の割合が約8割を占めています。

図表:精神障害者保健福祉手帳所持者の状況



[出典]福祉課(各年度4月1日現在)

# 3 アンケート調査結果（抜粋）

## （1）調査概要

障害のある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためにアンケートを実施しました。

図表：調査概要（再掲）

調査期間	令和5年11月7日（火）～令和5年11月22日（水）			
調査対象	障害手帳所持者・通所受給者証保持者			
回収状況	障害者手帳所持者	配布数 531 件	回収数 186 件	回収率 35.0%
	通所受給者証保持者	配布数 118 件	回収数 47 件	回収率 39.8%

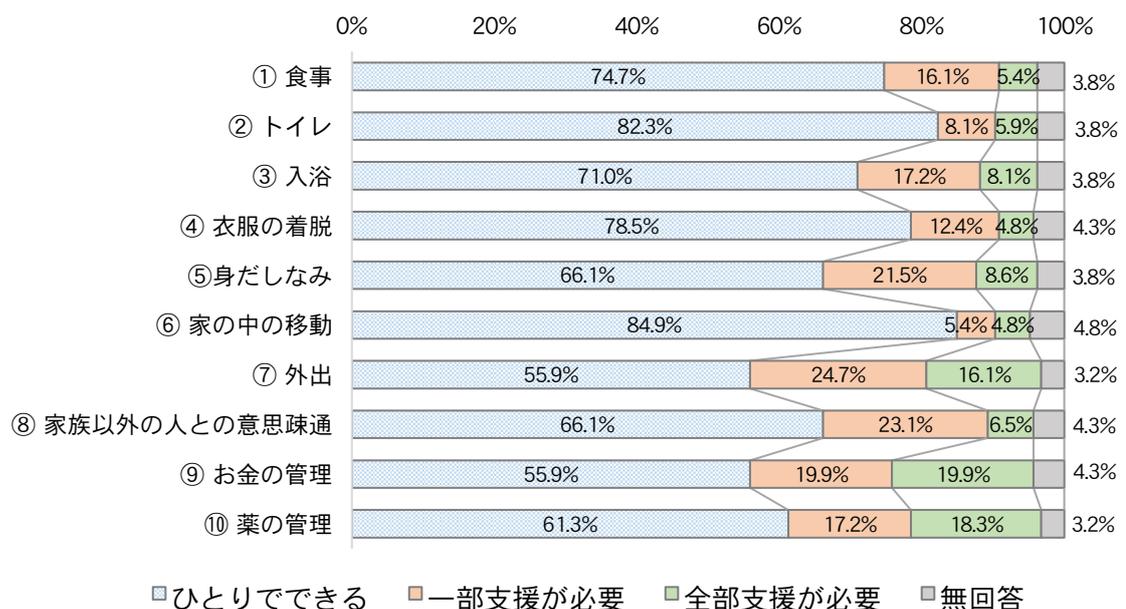
### 調査結果利用上の注意

※集計結果は百分率で算出し、小数点第二位を四捨五入しているため、百分率の合計が 100%にならない場合があります。

## （2）障害者手帳所持者に対する調査

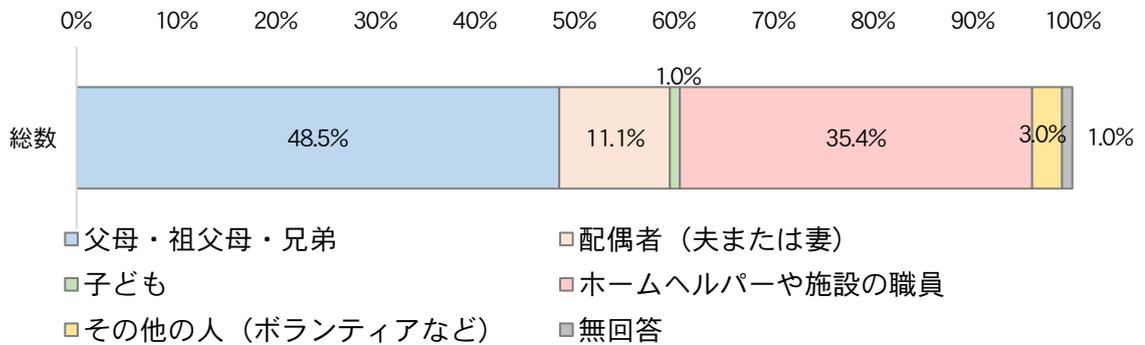
### ①日常生活の状況

日常生活での支援の必要性については、「食事」「トイレ」「入浴」「衣服の着脱」「家の中の移動」では「ひとりのできる」が7割を超えています。「外出」と「お金の管理」は「ひとりのできる」の割合が5割に届いておらず、「一部支援が必要」と「全部支援が必要」を合わせると約4割となっています。



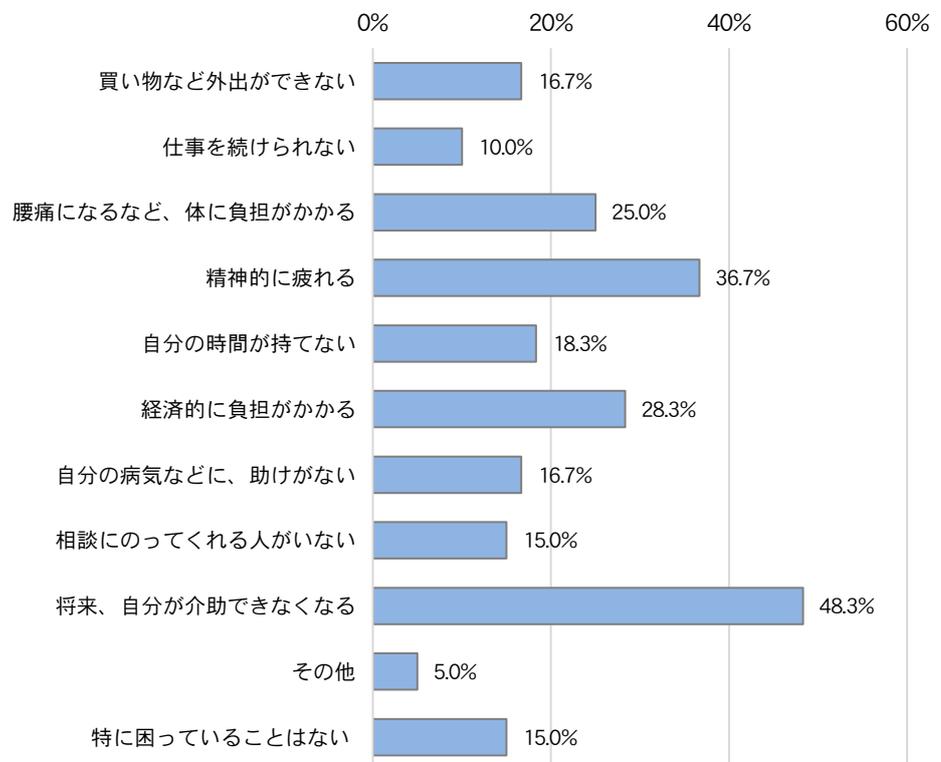
## ②主な支援者

「父母・祖父母・兄弟」が48.5%と最も多く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」が35.4%、「配偶者（夫または妻）」が11.1%となっています。



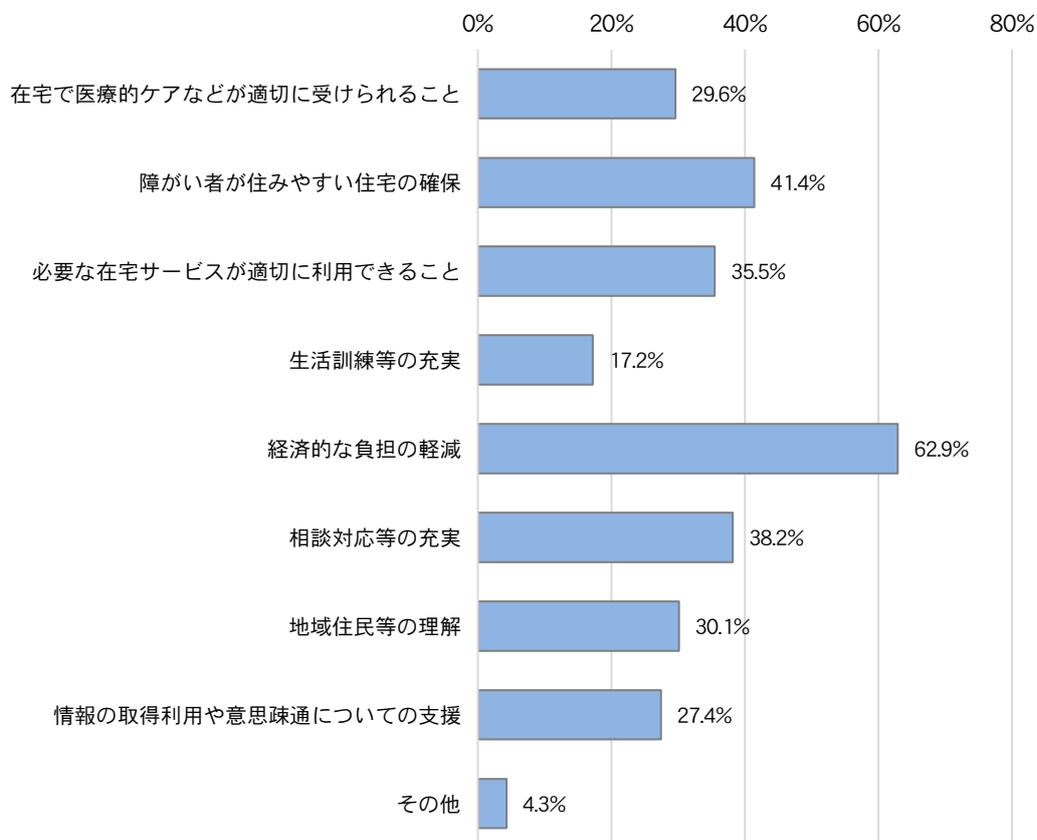
## ③主な支援者の困り事

「将来、自分が介助できなくなる」が48.3%と最も多く、次いで「精神的に疲れる」が36.7%、「経済的に負担がかかる」が28.3%となっています。



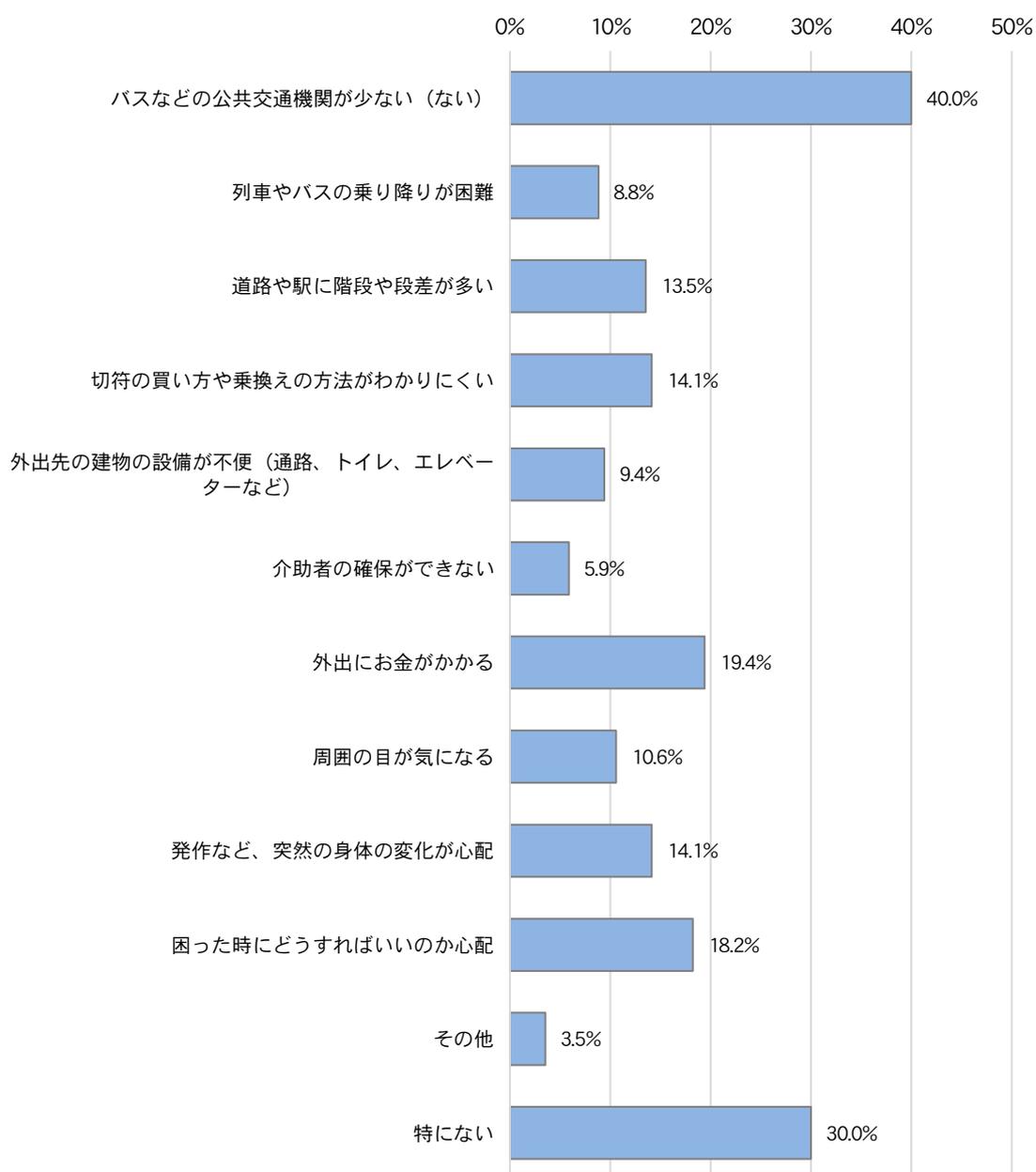
#### ④住み慣れた地域で希望する暮らしを送るために必要な支援

「経済的な負担の軽減」が62.9%と最も多く、次いで「障がい者が住みやすい住宅の確保」が41.4%、「相談対応等の充実」が38.2%となっています。



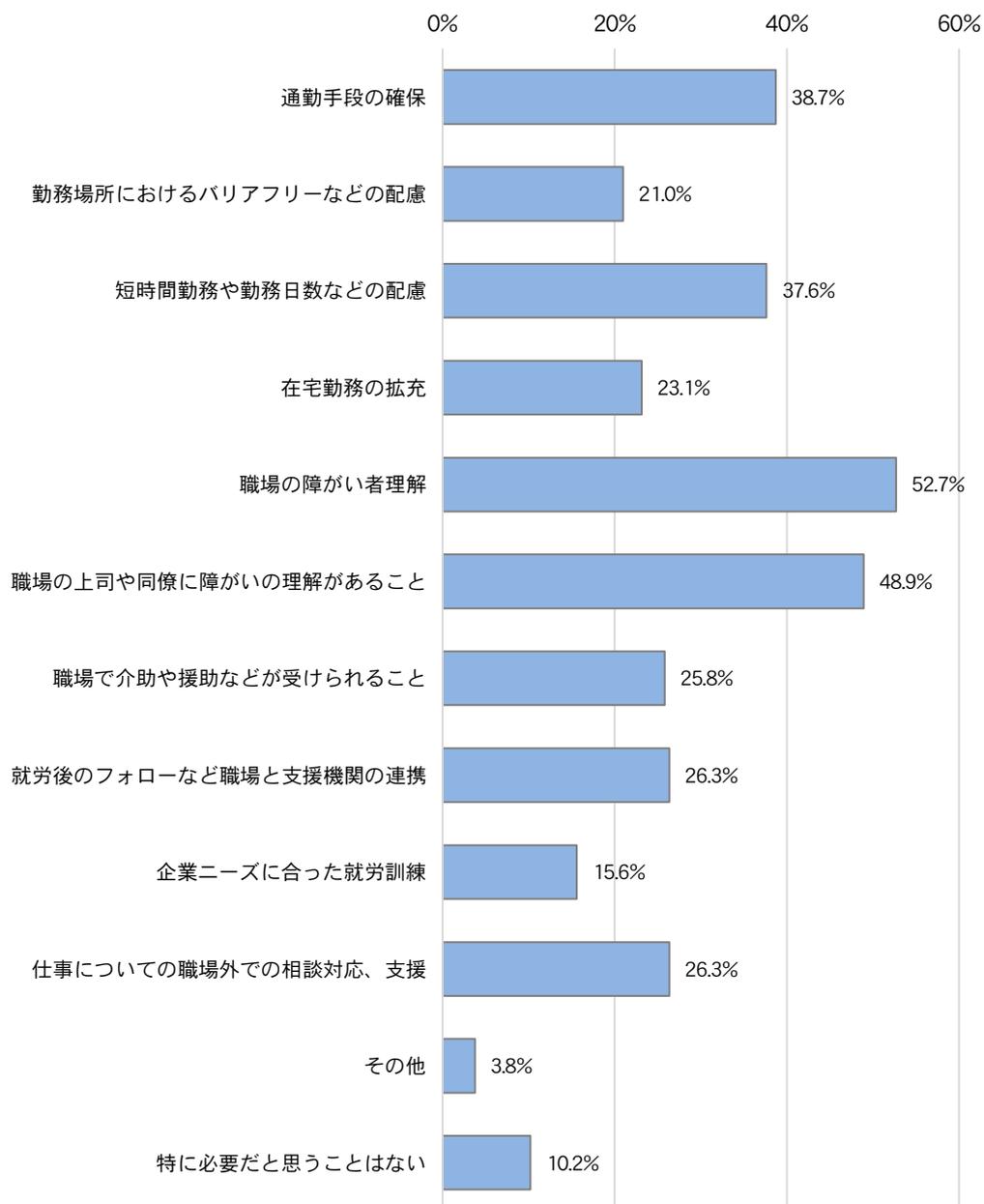
### ⑤外出時の困り事

「バスなどの公共交通機関が少ない（ない）」が40.0%と最も多く、次いで「特にない」が30.0%、「外出にお金がかかる」が19.4%となっています。



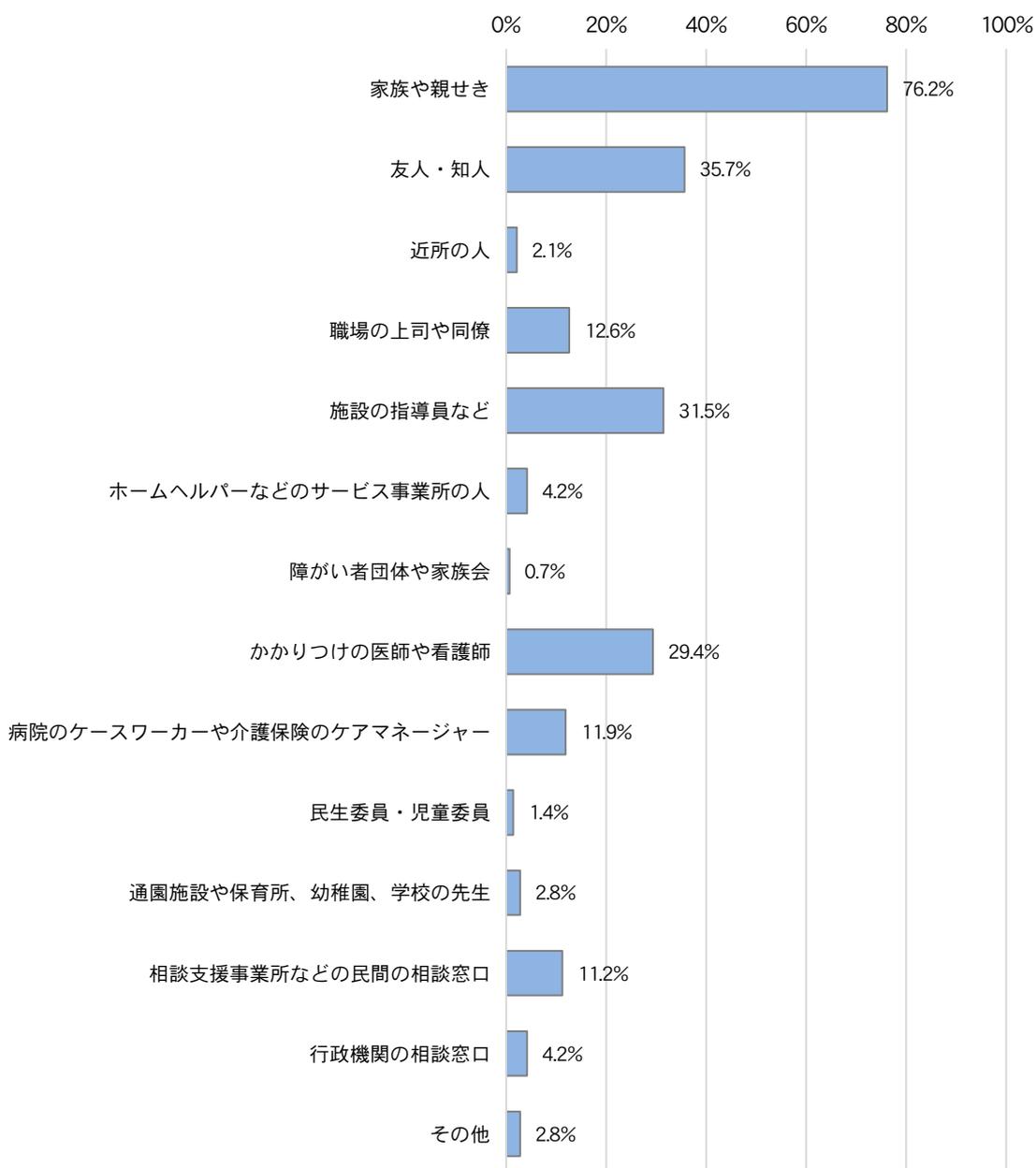
## ⑥障害者の就労支援として必要な事

「職場の障がい者理解」が52.7%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が48.9%、「通勤手段の確保」が38.7%となっています。



### ⑦悩みや困ったときの相談相手

「家族や親せき」が76.2%と最も多く、次いで「友人・知人」が35.7%、「施設の指導員など」が31.5%となっています。

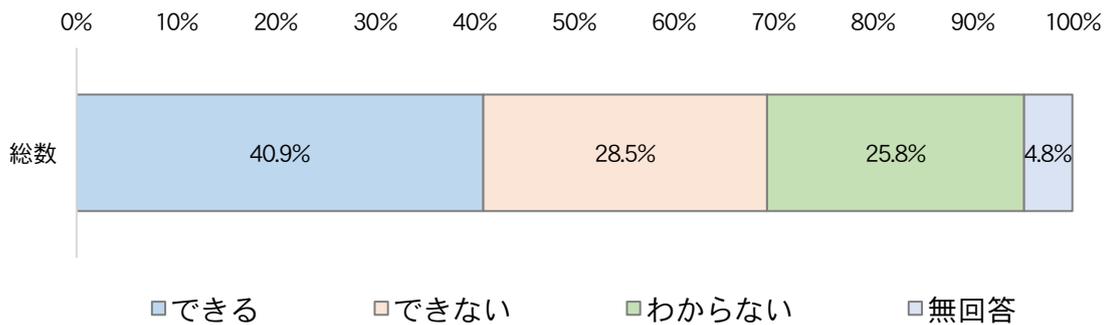


### ⑧災害時の避難について

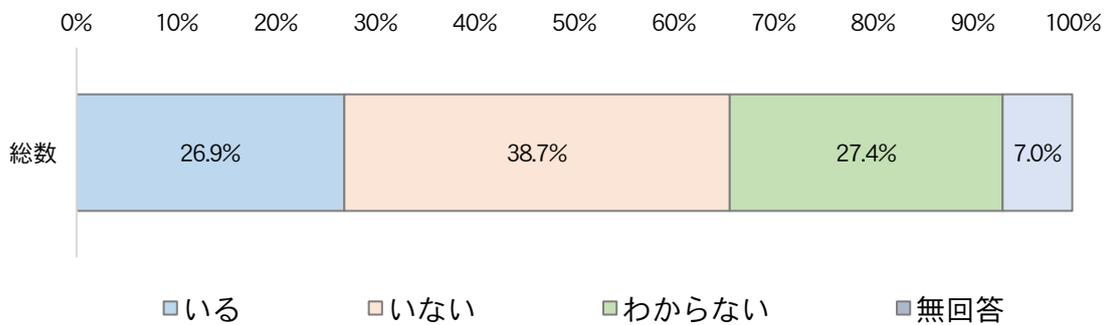
火事や地震等の災害時に1人で避難「できる」が40.9%、「できない」が28.5%、「わからない」が25.8%となっています。

また、家族が不在の場合や一人暮らしの場合の近所の支援者については、「いない」が38.7%、「わからない」が27.4%、「いる」が26.9%となっています。

#### ■一人で避難できますか

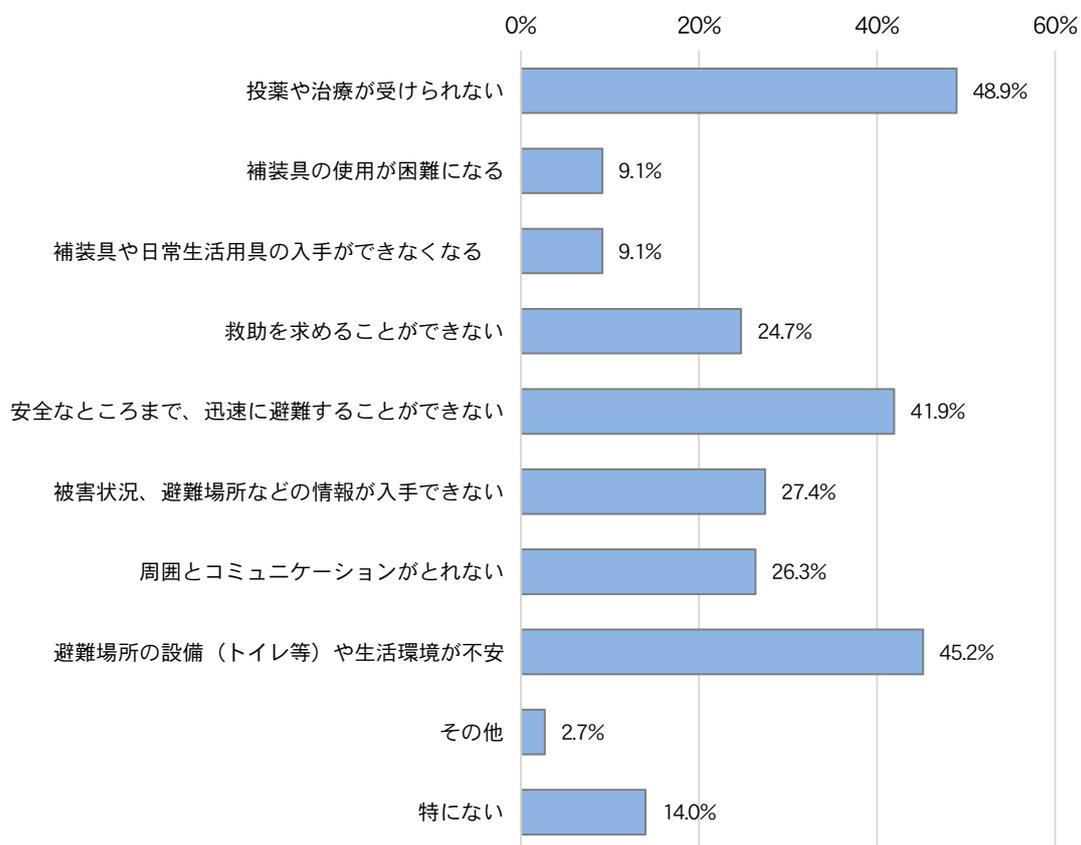


#### ■家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人の有無

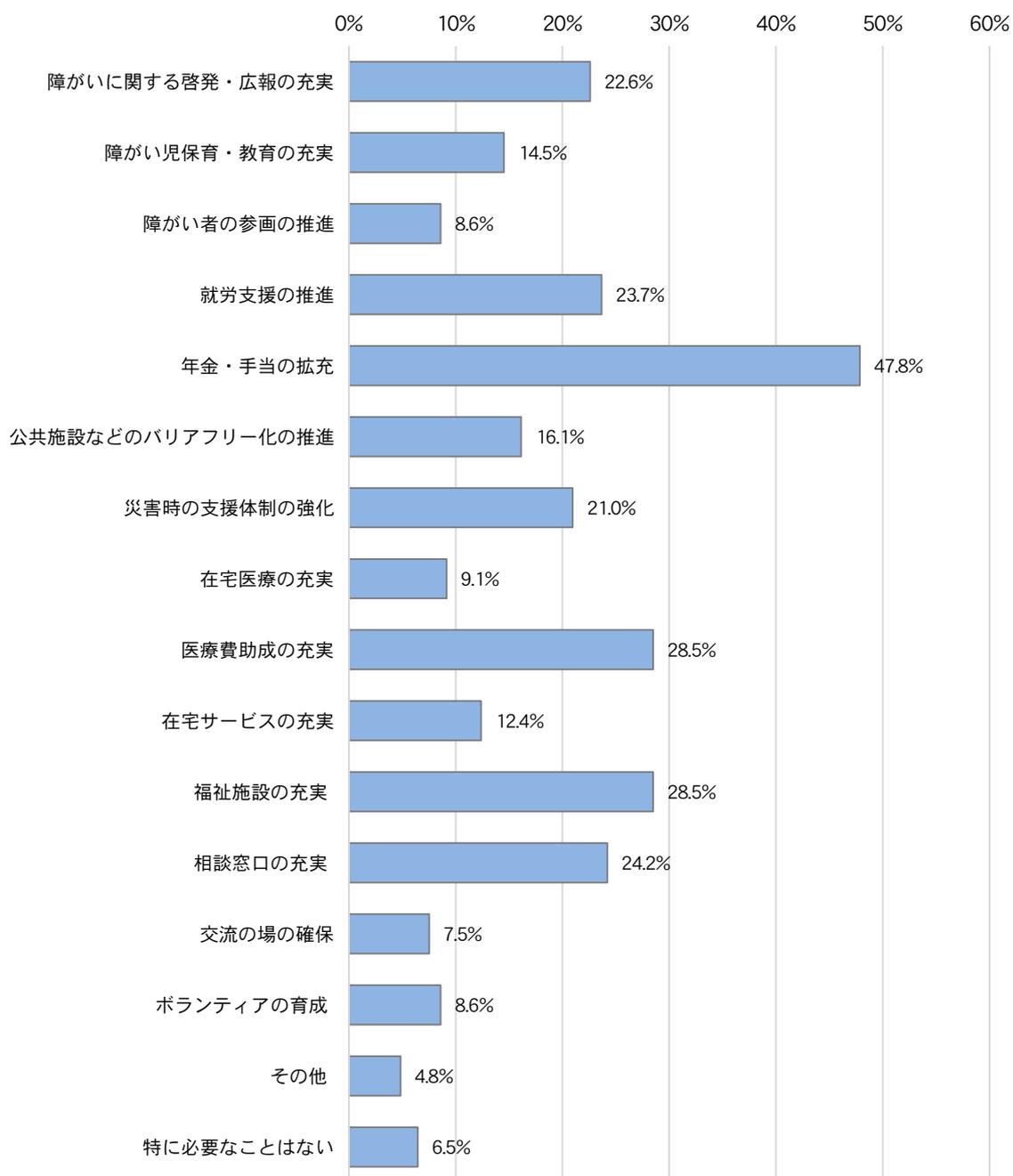


### ⑨災害時の困り事

「投薬や治療が受けられない」が48.9%と最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が45.2%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が41.9%となっています。



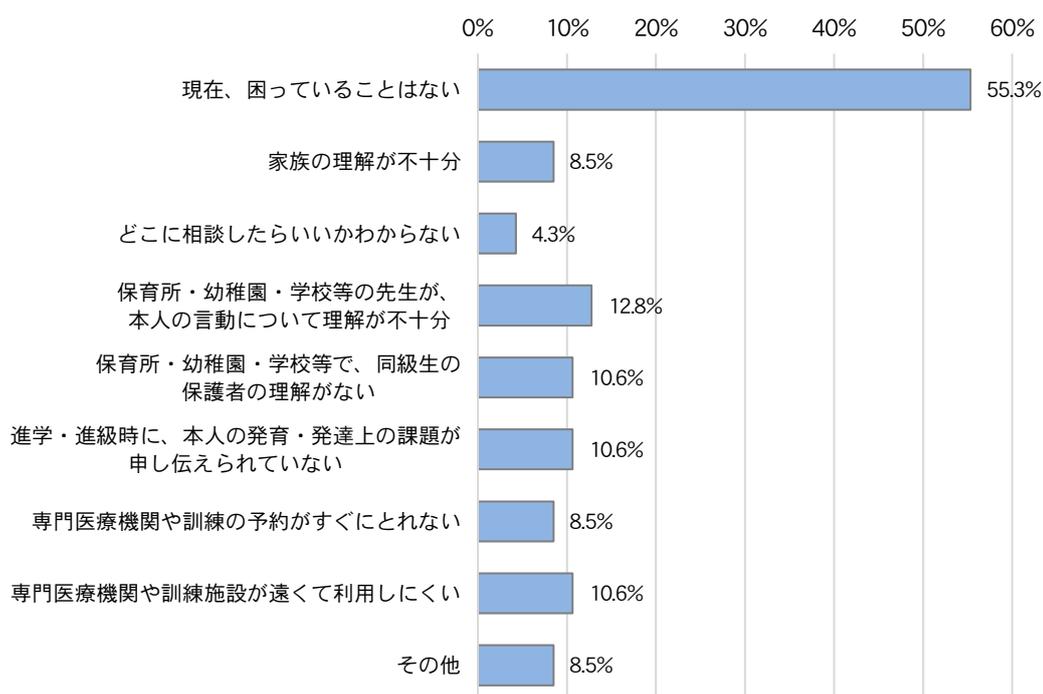
⑩障害や病気のある方が安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進に向けて必要な事  
「年金・手当の拡充」が47.8%と最も多く、次いで「医療費助成の充実」及び「福祉施設の充実」が28.5%、「相談窓口の充実」が24.2%となっています。



### (3) 通所受給者証保持者に対する調査

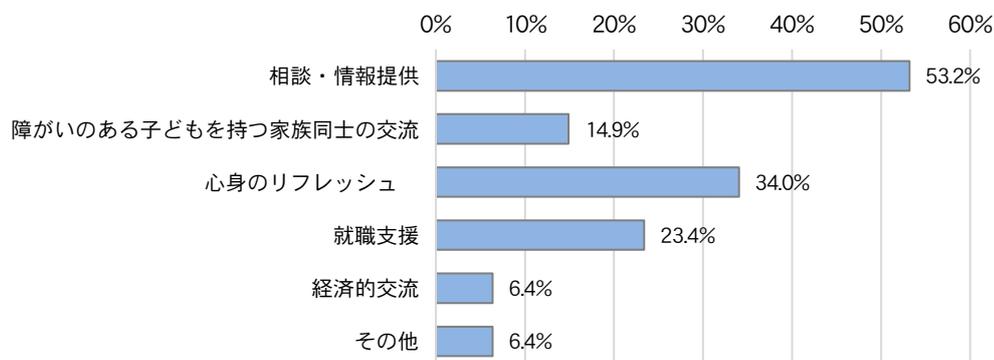
#### ① 発育・発達に関する相談、専門医療機関・訓練施設に関する困り事

「現在、困っていることはない」が55.3%となっています。困り事としては、「保育所・幼稚園・学校等の先生が、本人の言動について理解が不十分」が12.8%、「保育所・幼稚園・学校等で、同級生の保護者の理解がない」・「進学・進級時に、本人の発育・発達上の課題が申し伝えられていない」・「専門医療機関や訓練施設が遠くて利用しにくい」が10.6%となっています。



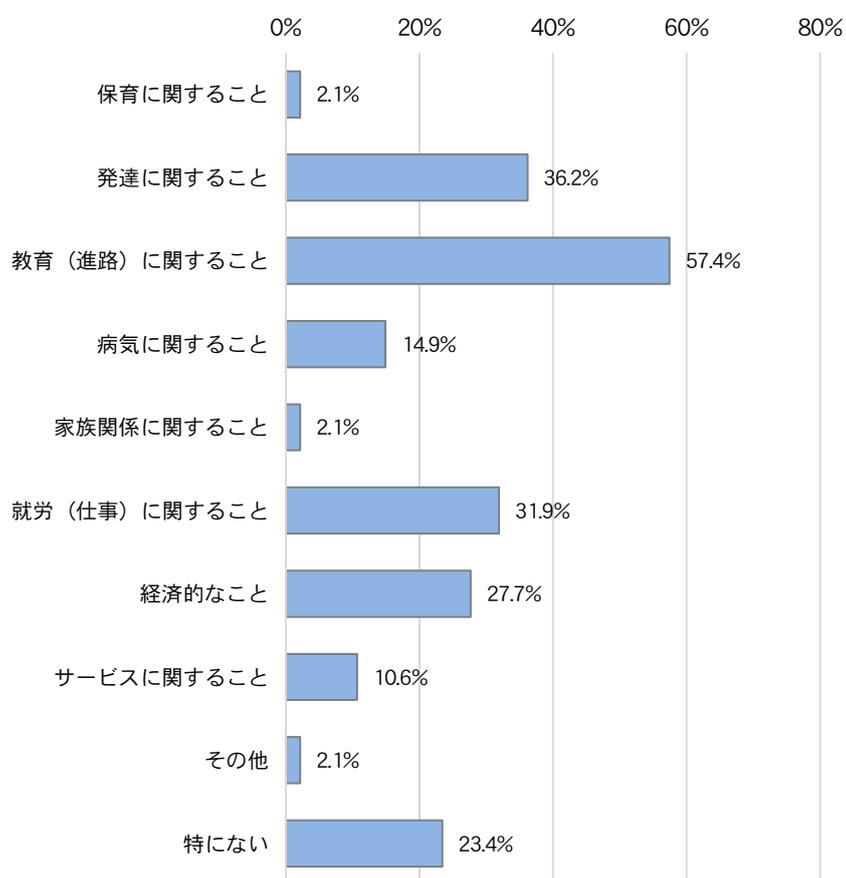
#### ② 保護者の方が望む支援

「相談・情報提供」が53.2%と最も多く、次いで「心身のリフレッシュ」が34.0%、「就職支援」が23.4%となっています。



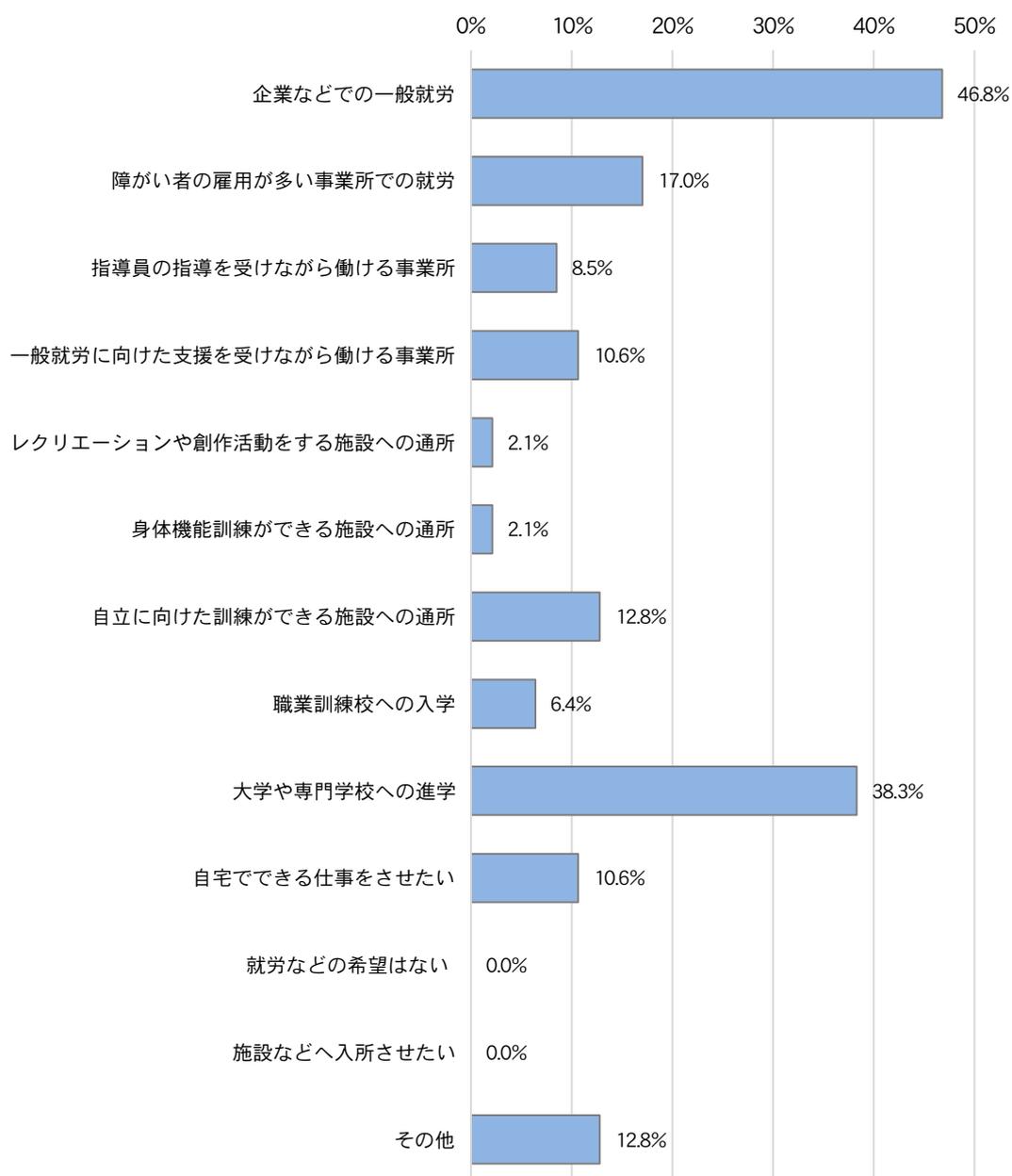
### ③悩みごとや心配ごとについて

「教育（進路）に関すること」が57.4%と最も多く、次いで「発達に関する  
こと」が36.2%、「就労（仕事）に関すること」が31.9%となっています。



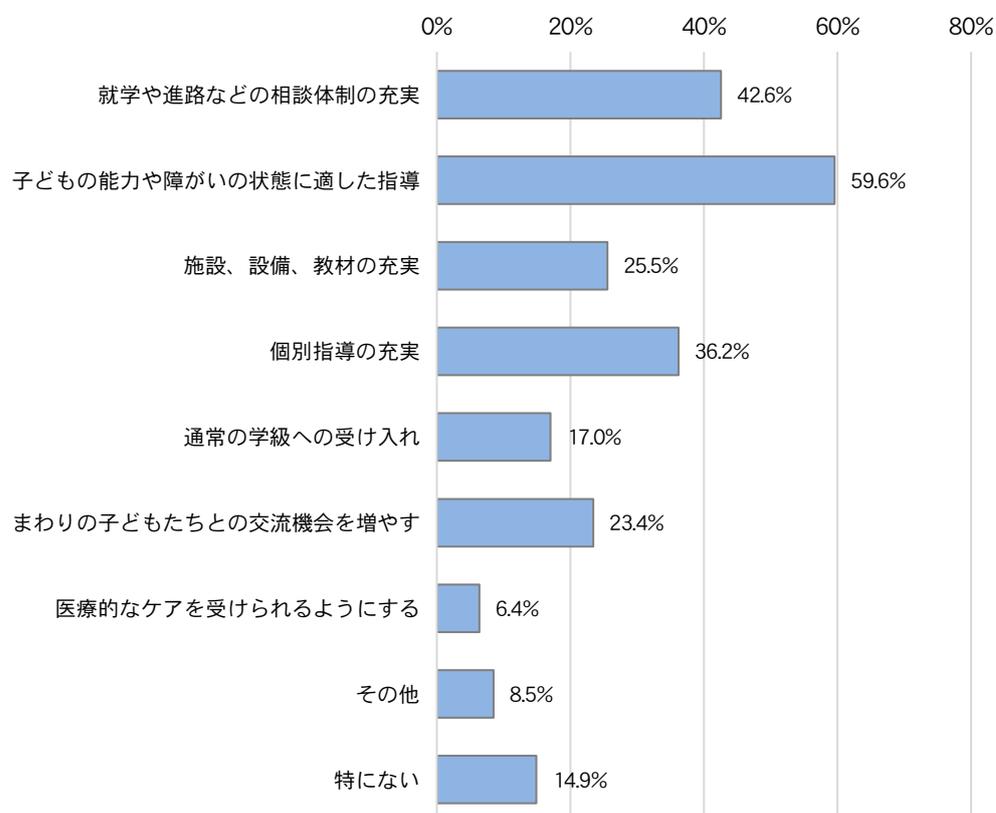
#### ④希望する進路

「企業などでの一般就労」が46.8%と最も多く、次いで「大学や専門学校への進学」が38.3%、「障がい者の雇用が多い事業所での就労」が17.0%となっています。

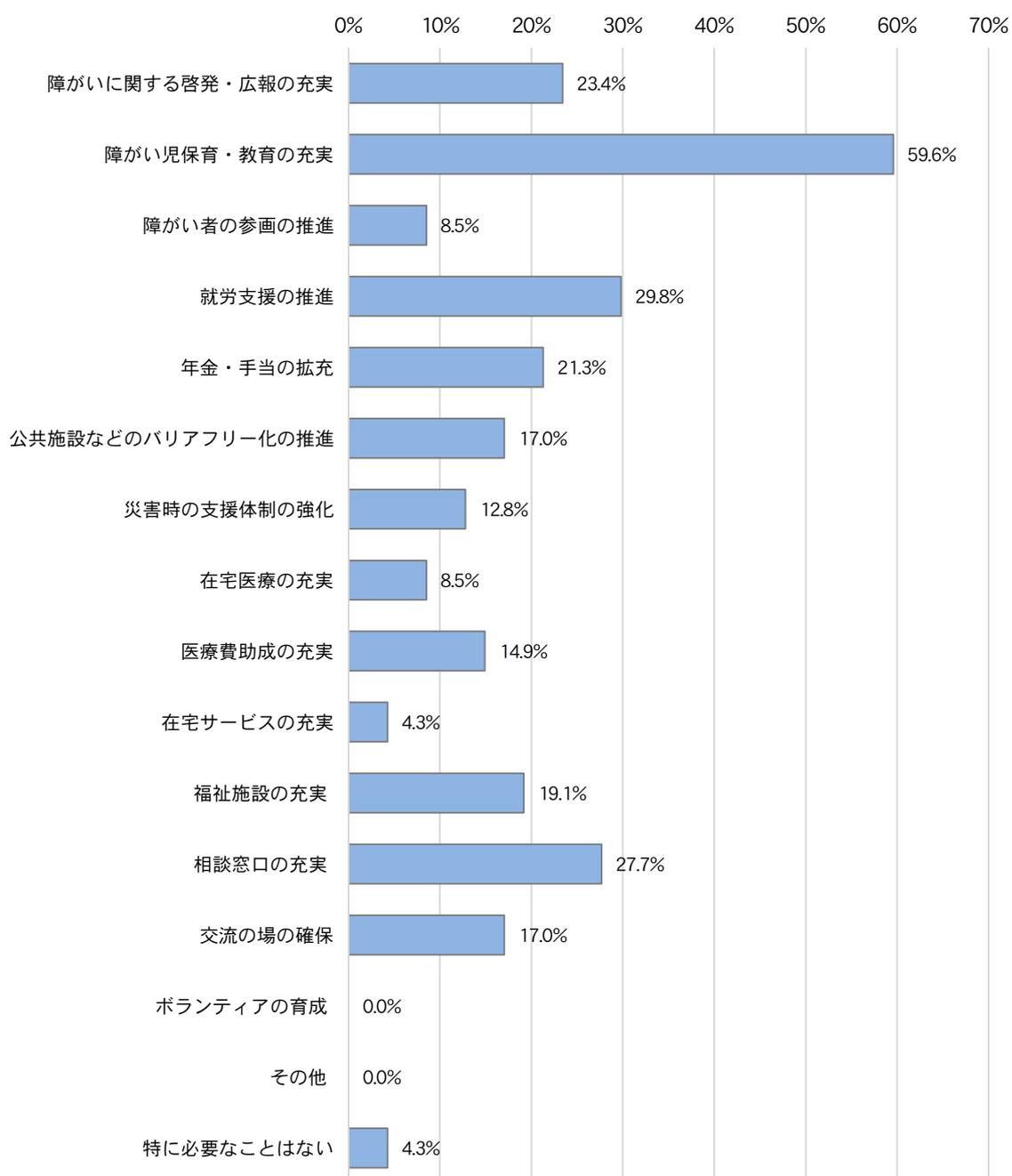


### ⑤保育所・幼稚園・学校に望むこと

「子どもの能力や障がいの状態に適した指導」が59.6%と最も多く、次いで「就学や進路などの相談体制の充実」が42.6%、「個別指導の充実」が36.2%となっています。



⑥障害や病気のある方が安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進に向けて必要な事  
「障がい児保育・教育の充実」が59.6%と最も多く、次いで「就労支援の推進」が29.8%、「相談窓口の充実」が27.7%となっています。







## 第 3 章

### 計画の基本的な考え方

---





## 第3章 計画の基本的な考え方



### 1 計画の基本理念

第6次枕崎市総合振興計画は、まちの将来都市像「活力ある地場産業に支えられ人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」を実現するために、6つの目標を掲げています。

その中で、健康・福祉分野の目標「健康ですべての人々にやさしいまちづくり」の一つとして、「誰もが自立した生活ができる福祉の充実」が掲げられていることから、本計画は、その目標との整合性を図る必要があります。

本市では、障害の有無に関わらず、すべての人々が社会の中で普通の生活や活動ができる「ノーマライゼーション」の理念に基づき、お互いが支えあい、いきいきと暮らせる施策の推進に努めてきましたが、今後も更なる共生社会の実現に向けた取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、今回の計画の見直しにあたっては、この基本理念を継承し、障害者福祉を推進します。

#### 基本理念

#### 助け合いと理解のもと

#### 誰もが自分らしく生きがいを享受できるまち

—誰もが自立した生活ができる福祉の充実を目指して—



### 2 計画の基本的視点

#### (1) 主体性、自立性の確立

障害のある人は特別な存在でなく、障害のない人と同等の権利を有し、同じ社会の構成員です。また、障害のある人自身大きな可能性を有しているという考え方に立ち、障害のある人が社会の一員として、積極的に社会活動に参加していくということが大切です。さらに、障害の種類や程度に応じた支援を受けることができる環境を整えることは、ノーマライゼーションの観点からも重要です。この

ため、障害のある人が地域で自立するために必要な支援をニーズに合わせて提供するとともに、相談支援などにより常に障害のある人の声を聞き、自立意識の醸成とその能力を十分に発揮できるような施策の推進を図ります。

## **(2) ライフステージに沿った総合的な施策の推進**

障害のある人に関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など広範な分野にまたがっています。したがって、その実施に際しては、関連機関の密接な連携を図るとともに、障害のある人の一人ひとりのライフステージに対応した総合的な施策の推進と、個人の選択を尊重した制度の確立を図ります。

## **(3) すべての人にやさしいまちづくり**

あらかじめ誰もが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方のもとに、障壁のない生活環境の整備を進め、すべての人が地域社会の一員であることを理解し、それぞれが支え合う、やさしさの実感できるまちづくりを進めます。

## **(4) 住民総参加によるノーマライゼーション社会の実現**

障害者施策の推進にあたっては、行政、とりわけ住民に最も身近な市が果たす役割は今後ますます大きくなります。しかしながら、真のノーマライゼーション社会は、行政のみで実現できるものではなく、関係団体、民間事業者、そして特に住民が障害のある人及び障害のある人の抱える課題を理解し、全員参加による取組を行うことにより初めて実現が可能となります。障害及び障害のある人に対する理解を深めることにより、すべての人々の心の壁を取り除き、住民の一人ひとりが障害のある人を取りまく問題を認識し、共に解決に向けて主体的に行動していける社会を目指します。

## **(5) 在宅生活・地域生活の重視**

障害のある人が住みなれた家庭や地域で安心して暮らし続けられるよう、日常生活の自立と社会参加を支援する在宅サービスの充実、就労・文化活動など暮らしを支え生活の質を高める日中活動の場の確保、住宅改造や福祉ホームの整備を促進するなど生活の場の確保に努めます。さらに、施設入所者や精神科病院入院者で退所（院）を希望する人の地域生活への移行を支援します。

## **(6) 障害の重複化・重度化及び障害のある人の高齢化への対応**

重度の身体障害と知的障害が重複した人、医学的な療養を必要とする障害のある人、強度の行動障害のある人など、障害の重複化・重度化傾向がみられます。これらの人たちが基本的人権をもつ一人の人間として生活ができるよう、その生活の質の向上に努めます。

障害のある人全体に対する高齢者の割合は年々増大しています。高齢で障害のある人については、介護保険制度等の高齢者施策と連携を図りながら、生活の質の向上を目指します。

## **(7) 障害のある人の活躍の場の確保**

交流、生きがい、社会参加といった視点から障害のある人の活動の場を見直し、障害のある人が、障害の種類や程度に応じて活動、就労ができる環境を整える必要があります。障害のある人の様々な能力を多くの人々が正しく理解し、障害のある人が適切な役割を担い、活躍できる社会を目指します。

### 3 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

図表:地域共生社会の考え方



※厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会)の資料を基に作成

## 4 施策の体系

分野		基本的施策
1	啓発・広報	(1)啓発・広報の推進
		(2)福祉に関する教育・研修の推進
		(3)ボランティア活動の推進
2	相談・情報提供	(1)相談支援体制の充実
		(2)情報提供の充実
		(3)障害のある人の権利擁護
3	保健・医療	(1)障害の発生予防及び早期発見、早期治療等
		(2)健康の維持・増進
		(3)医療・リハビリテーションの充実
4	生活支援 サービス (福祉サービス)	(1)障害福祉サービスの充実
		(2)地域生活支援事業の充実
		(3)経済的自立支援及び家族介護者への支援
5	保健・医療	(1)雇用促進の啓発
		(2)雇用・就業の促進
		(3)福祉的就労の場の確保
6	社会参加	(1)スポーツ・レクリエーション活動の促進
		(2)文化活動の促進
7	教育・育成	(1)療育・保育の充実
		(2)特別支援教育の充実
		(3)放課後活動・生涯学習の充実
8	生活環境	(1)公共施設・住環境の整備の促進
		(2)移動・交通対策の推進
		(3)防災・防犯対策の推進





## 第 4 章 施策の展開

---





## 第4章 施策の展開



### 1 啓発・広報

障害の有無に関わらず、すべての人々が社会の中で普通の生活や活動ができるノーマライゼーションの理念の下、平等な社会づくりを進めていくためには、地域を構成するすべての人々が、障害や当事者が抱える問題等についての理解を深め、それに基づいた協力・支援を行っていくことが重要です。

今後は、関係機関等とも連携し、これまで以上に啓発・広報活動、福祉教育の充実を図ります。

また、障害者が地域で充実した生活を送るために、公的なサービスの提供だけでなく、地域の多様な主体による多様なサービスを提供するとともに、地域住民がお互いに支え合っていくことが求められています。NPO法人やボランティア団体の活動を支援するとともに、地域における担い手の確保に向けた取組を推進していきます。

1	啓発・広報	(1)啓発・広報の推進 ①市民に対する啓発・広報活動の充実 ②障害児への情報提供の充実
		(2)福祉に関する教育・研修の推進 ①学校教育における福祉教育の推進 ②公共サービス従事者に対する障害者理解の促進
		(3)ボランティア活動の推進 ①ボランティア活動への支援 ②ボランティアに携わる人材の育成

### 基本的施策

#### (1) 啓発・広報の推進

##### ①市民に対する啓発・広報活動の充実

◆市広報紙等の発行を通じ、最新の福祉をはじめとする各種情報を提供するとともに、障害のある人への理解の促進を図る等、啓発・広報を充実します。

- ◆インターネットは情報の入手手段の重要なツールのひとつであることから、情報提供手段として市ホームページの活用を図ります。
- ◆障害のある人への理解を深めるため、市内で開催される各種イベント等を通じて啓発事業を推進します。
- ◆各種福祉制度のより一層の周知を図るため、わかりやすい「福祉ガイド」等を作成し、窓口をはじめ市民の利用する施設等に備えます。
- ◆身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）の各障害について、市民の一層の理解を深めるため、地域、関係機関や団体と連携した講演会や講座等を開催します。

## ②障害者への情報提供の充実

- ◆障害の種類や程度に応じた分かりやすい資料等の作成に努め、障害者に対する情報提供を積極的に行います。
- ◆基幹相談支援センターを拠点として関係機関が連携して障害者の支援に必要な情報の受発信の充実に努めます。

## (2) 福祉に関する教育・研修の推進

### ①学校教育における福祉教育の推進

- ◆小・中学校において、子どもの発達段階に応じた計画的、継続的な福祉教育や障害のある人との交流教育、ボランティア教育の推進を図ります。
- ◆福祉への理解と関心を高めるために、地域や障害者団体・施設等と連携した福祉教育を促進します。
- ◆小学生の親子、中学生の障害者施設での体験等、福祉体験学習の機会の提供に努めます。
- ◆障害のある子どもとのふれあいの場を増やすため、障害のある子どもと地域住民との交流事業を促進します。
- ◆高齢者の認知症サポーター（キッズ）研修会や精神障害についての理解・啓発研修会等関係課と連携を取りながら福祉教育の推進に努めます。

### ②公共サービス従事者に対する障害者理解の促進

- ◆障害の特性を理解し、障害のある人に対する適切な対応をより充実させるため、職員や民生委員・児童委員等を対象とした障害者福祉に関する研修会を積極的に実施します。

- ◆職員研修において、福祉に関する研修の場を確保するとともに、福祉担当部門の職員の資質向上を図ります。

### **(3) ボランティア活動の推進**

#### ①ボランティア活動への支援

- ◆関係機関が連携し、ボランティアのきっかけづくりの場や機会を充実し、身近な地域での障害のある人とのふれあいや支えあい活動へのボランティア参加を進めます。
- ◆社会福祉協議会のボランティアセンターにより、ボランティアに関する相談や情報提供、講座・研修会の開催、市民活動団体への支援等を実施します。
- ◆障害者の自立支援活動を展開している市内のNPO法人やボランティア団体との協働を進めます。
- ◆各種障害者団体やボランティア団体等と連携して障害のある人のニーズの把握に努め、障害者施策への反映に努めます。

#### ②ボランティアに携わる人材の育成

- ◆地域で活動する人材の発掘・育成に努め、NPO法人やボランティア活動の育成に努めます。
- ◆訪問活動・相談・付き添い・点訳・手話・要約筆記等のボランティア養成講座を充実し、人材の育成を図るとともに、イベント等いろんな場での活用を検討します。
- ◆ボランティア活動団体の組織化を推進するとともに、ボランティア・コーディネーター等の体制の整備を検討する等、ボランティア活動の活性化に努めます。

## 2 相談・情報提供

障害者が住み慣れた地域で生活を送るためには、各種サービスの提供体制を充実させるだけでなく、相談や情報提供等の体制の充実を図り、必要とするサービスを的確に利用できるよう支援することが求められています。

支援を必要とする障害者やその家族が、必要に応じた相談・支援が受けられるよう、地域自立支援協議会を中心に様々な機関が連携するとともに、利用者の多様なニーズに対応していくため、基幹相談支援センターを設置して地域の相談支援ネットワークづくりの強化に努めます。

また、制度やサービスの内容等の十分な周知を図るため、障害の特性に応じた情報提供やコミュニケーション手段の確保に努めます。

さらに、虐待等の人権侵害を防止するため、枕崎市障害者虐待防止センターを中心とした障害者虐待に対する相談支援体制の充実や成年後見人制度等の周知・啓発等、障害者等の権利擁護に努めます。

2	相談・情報提供	(1)相談支援体制の充実
		(2)情報提供の充実
		(3)障害のある人の権利擁護 ①権利擁護の推進 ②虐待防止への支援 ③障害を理由とする差別の解消の推進

### 基本的施策

#### (1) 相談支援体制の充実

- ◆「地域自立支援協議会」において、福祉・保健・医療・保育・教育・就労等の各分野が協働し、基幹相談支援センターを設置して、生活支援ネットワークを充実させます。
- ◆相談に対して適切かつ的確に対応するため、県等の研修を積極的に活用し、職員の知識及び技術の向上に努めます。
- ◆保護者や支援者のニーズに応じた柔軟な対応ができるよう、療育に関する総合的な相談体制の充実を図ります。
- ◆子どもの発達に不安を持つ保護者の相談に応じるとともに、支援に携わる方へ助言を行っていきます。

- ◆障害者の自立した生活を支え、問題解決や適切なサービスを利用できるよう相談支援体制を充実させ、地域移行及び地域定着を図ります。
- ◆高齢の障害者については、介護保険によるサービスも利用が可能であることから、介護保険法に基づき設置されている地域包括支援センターと連携しながら、医療・介護・生活支援等が総合的に提供できる体制の充実に努めます。

## (2) 情報提供の充実

- ◆啓発広報にあたっては、障害者福祉に関する特集を定期的に掲載する等、市広報紙等のより一層の活用を図ります。
- ◆市広報紙及びホームページを活用した福祉に関する情報提供の充実を図ります。
- ◆ガイドブックの作成、サービスの紹介・相談等に努めます。また、視覚・聴覚障害のある人に対する的確な情報提供に努めます。
- ◆障害のある人の自己決定を保障するため本人の意思を聴き取る支援の実施や判断に必要な情報を分かりやすく伝えるなど、情報のバリアフリー化に取り組みます。
- ◆障害種別や障害特性を考慮しつつ、障害者のICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上に努めます。
- ◆行政情報の提供等に当たっては、ICTの利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。

## (3) 障害のある人の権利擁護

### ①権利擁護の推進

- ◆成年後見制度中核機関と連携を取りながら、障害等により判断能力が低下した人に代わって、契約や財産の管理等を支援する成年後見制度について、その周知・啓発に努めます。
- ◆障害のある人の消費者としての利益が守られるよう、情報提供の適切な方法、その他必要な施策について検討します。
- ◆知的障害や精神障害により判断能力が十分でない人が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、県と連携を図りながら、成年後見制度や社会福祉協議会が行う福祉サービス利用支援事業の利用を促進します。

## ②虐待防止への支援

- ◆「枕崎市障害者虐待防止センター」の機能を強化し、障害者虐待に関する相談支援体制の充実を図ります。
- ◆高齢者・障害者・児童等の虐待防止関係課と連携を取り、情報収集や対応を行い、また、研修会に参加し支援の充実を図ります。
- ◆障害者に対する虐待の禁止、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する指導を行い、障害者の権利擁護を行います。

## ③障害を理由とする差別の解消の推進

- ◆障害者差別解消法改正法の施行に向けて、政府の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」や各省庁における所管分野を対象とした対応指針の見直し等を踏まえ、補助犬の同伴や手話の使用等に関して情報提供に努めるなど事業者や市民への周知啓発等に取り組みます。

## 3 保健・医療

障害の原因となる疾病等の予防や障害の早期発見・早期療育等を実現するためには、保健・医療・福祉が連携した相談支援体制を構築していくことが重要です。また、障害の軽減や自立支援を図るためには、障害者が適切な医療、リハビリテーションを受けられる体制を充実させることが重要です。

今後も、関係機関等と連携し、健康診査等の機会を通じた障害の予防・早期発見・早期対応の充実、保健サービス・医療・リハビリテーションの提供体制の充実に努めます。

3	保健・医療	(1)障害の発生予防及び早期発見、早期治療等
		(2)健康の維持・増進 ①障害者に対する適切な保健サービス ②母子保健対策の推進
		(3)医療・リハビリテーションの充実

### 基本的施策

#### (1) 障害の発生予防及び早期発見、早期治療等

- ◆市民の健康保持増進のため、障害の原因となる疾病等の早期発見、早期治療等、健康診査後のフォロー体制や予防活動を充実させます。
- ◆医療機関との更なる連携を図り、乳児健康診査等の各種健診による疾病や障害の早期発見に努め、早期治療・早期療育につなげます。
- ◆市の福祉・保健・教育が一体となった支援体制を更に強化し、発達障害や高次脳機能障害についての相談体制の充実を図ります。
- ◆医療機関や県との連携を深め、精神保健相談等により、精神疾患等の早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。
- ◆身近な地域で専門的な相談や診察により、重症化の防止を図るため、行政と専門的な機能を持つ医療機関、福祉施設等との連携を更に進めます。

## **(2) 健康の維持・増進**

### **①障害者に対する適切な保健サービス**

- ◆健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、介護予防事業等のサービスを一層推進するとともに、市民全体の健康づくり運動を展開し、生活習慣病及びそれに起因する障害の予防に努めます。
- ◆個別のこころの健康相談の実施、ストレス対処法に関する知識の普及を図ります。

### **②母子保健対策の推進**

- ◆疾病や障害の早期発見、早期療育を目的に乳幼児健診等を推進するとともに、発育面での心配や不安に対応した相談支援の充実を図ります。
- ◆妊娠・出産・子育てにおける正しい知識の普及のため、初妊婦講座・プレママ教室（初妊婦の栄養面の調理実習）等の健康教育を実施します。
- ◆子育て世代包括支援センターを拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図ります。

## **(3) 医療・リハビリテーションの充実**

- ◆障害のある人が地域の中で必要な医療が受けられるように、医師会の協力を得ながら保健、福祉との連携を強化した地域の医療体制づくりを進めます。
- ◆適切な医療、医療的リハビリテーションの提供を支援するとともに、在宅介護サービス体制の充実に努めます。
- ◆重度障害や精神障害等、障害の状況に応じた適切な医療の確保に努めます。
- ◆関係機関との連携を図りつつ、緊急時の医療体制の充実を図ります。
- ◆障害のある人に対する障害の負担軽減を図るため、自立支援医療（更生医療・精神通院医療・育成医療・療養介護医療）の更なる充実を図ります。



## 4 生活支援サービス（福祉サービス）

障害者が住み慣れた地域で自分らしく生活を送るためには、一人ひとりの状況やニーズに応じたサービスを利用しながら、自立した生活ができる環境づくりが求められています。

本市においては、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供・実施体制の充実に努めてきました。

しかし近年は、障害者の高齢化等により障害の重度化・重複化が見られ、生活支援に対するニーズも多様化するとともに、家族介護者の負担も大きくなっています。

今後は、障害者総合支援法等の改正も踏まえ、障害者一人ひとりの状況やニーズに応じた適切な障害福祉サービス及び地域生活支援事業の充実に努めるとともに、障害者及びその家族介護者に対する支援の充実に努めます。

4	生活支援サービス (福祉サービス)	(1)障害福祉サービスの充実 ①訪問系サービス ②日中活動系サービス ③居住系サービス
		(2)地域生活支援事業の充実
		(3)経済的自立支援及び家族介護者への支援 ①経済的な自立支援 ②家族介護者への支援

### 基本的施策

#### (1) 障害福祉サービスの充実

##### ①訪問系サービス

◆障害者の地域生活を支援するため、障害者総合支援法の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、重度障害者包括支援、同行援護、行動援護）や、その他の生活支援・介護サービスの充実に努めます。

## ②日中活動系サービス

- ◆障害者総合支援法で定められた介護給付（生活介護、療養介護）や、通所支援施設による訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）の充実を図ります。
- ◆地域活動支援センターの機能を活用し連携を図りながら、地域生活の更なる充実を図っていきます。

## ③居住系サービス

- ◆障害者総合支援法で居住支援として位置づけられている共同生活援助（グループホーム）の開設を促進し、地域で自立した生活を安心して送れるように支援していきます。
- ◆自宅や地域での生活が困難な障害者の生活の場として、入所型の施設の確保に努めるとともに、施設から地域生活に移行する障害者の積極的な支援に努めます。

## （2）地域生活支援事業の充実

- ◆障害者総合支援法では、市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を位置付けていることから、地域で生活する障害者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、サービス内容等の充実に努めます。
- ◆地域生活支援事業として、手話通訳者や要約筆記者等障害のある人への情報伝達のための専門家の確保とボランティアの養成・活用に努めます。
- ◆市の広報等を通じ、身体障害者相談員や知的障害者相談員等を紹介しながら周知を図り、障害のある人の相談に対応できる体制づくりを進めます。

## （3）経済的自立支援及び家族介護者への支援

### ①経済的な自立支援

- ◆医療費の負担軽減を図るために実施されている精神通院医療、更生医療、育成医療、重度心身障害者医療費助成制度等について、広報等を通じた情報提供と適切な利用を推進します。

- ◆障害のある人の経済的な負担を軽減するため、障害者控除や課税免除、NHK放送受信料の免除、自動車税及び取得税の減免、交通機関の運賃割引等の割引制度の情報提供に努めます。
- ◆所得保障のため、障害基礎年金・特別障害給付金等の公的年金制度、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当の周知徹底を行うとともに、国・県との連携に努めます。

## ②家族介護者への支援

- ◆障害者を介護する家族等を支援するため、障害者総合支援法に基づく短期入所を充実し、身体的・精神的な負担軽減を支援します。
- ◆介護者の心身の負担の軽減を図るため、地域生活支援拠点等の整備を図りながら福祉サービスの利用促進を図るとともに、障害のある人の相談窓口において、家族、支援者の相談に応じる体制の構築に努めます。

## 5 雇用・就労

障害者が、その適性と能力に応じた就労し、地域で自立した生活を送るためには、障害者一人ひとりの特性に応じたきめ細かな支援が求められています。

本市においては、関係機関等と連携を図り、就労支援に取り組んできましたが、就労支援体制、企業等の障害や障害者に対する理解が十分ではないこと等により、雇用の場が限られており、働きたいという意向と能力があっても就労に結びつくのが困難である状況が伺えます。

今後は、公共職業安定所（ハローワーク）や関係機関と連携を図りながら就労支援体制の充実を図るとともに、企業等に対する障害や障害者への理解の浸透を図り、雇用の場の確保に努めます。

5	雇用・就労	(1)雇用促進の啓発
		(2)雇用・就業の促進 ①一般就労移行への支援 ②就労に関する相談体制等の充実
		(3)福祉的就労の場の確保

### 基本的施策

#### (1) 雇用促進の啓発

- ◆障害のある人の就労機会の確保を図るため、公共職業安定所や関係機関と協力しながら、事業主に対し、障害のある人の雇用促進を図る啓発・広報活動を行います。
- ◆障害者雇用制度における法定雇用率は、令和6年4月及び令和8年7月に段階的に引き上げられることから、事業主等に対する制度の周知や障害のある人の雇用についての理解の促進に努めます。

## **(2) 雇用・就業の促進**

### **①一般就労移行への支援**

- ◆障害のある人の職域の開発や職業能力の開発、職場定着の促進等の支援の充実を図り、障害のある人の就労促進に取り組みます。
- ◆就職を希望する障害のある人に対し、公共職業安定所や障害者就業生活支援センター等への取り次ぎを行います。
- ◆雇用機会の拡大のために、商工会議所、公共職業安定所等をはじめとする関係団体等への働きかけを行います。
- ◆就労の支援についても、公共職業安定所等の実施する南薩障害者就労支援ネットワーク会議・職業相談・職業訓練・能力開発・職業紹介等に積極的に協力します。
- ◆職場での障害者に対する理解促進に努め、障害に配慮した適切な就労の場の確保に努めます。

### **②就労に関する相談体制等の充実**

- ◆障害者の日常生活の相談・支援を行う相談窓口において、就労に関する関係機関との連携を強化し、就労の相談体制の充実に努めます。
- ◆雇用の分野における障害者差別の解消を推進するため、障害のある人が職場で働くに当たって合理的配慮がなされるとともに、障害を理由として応募や採用を拒否したり、賃金等の労働条件において不利益な扱いがないよう、鹿児島労働局等の関係機関と連携しながら、啓発に取り組みます。

## **(3) 福祉的就労の場の確保**

- ◆障害者が自ら選択した職業で、自立した社会生活の実現が可能となるように、福祉的就労の場である福祉施設での訓練（就労移行支援、就労継続支援）を推進します。また、福祉的就労の経営安定を支援します。

## 6 社会参加

生活をより豊かで潤いのあるものにするためには、障害の有無に関わらず、スポーツ・レクリエーションや文化活動をともに楽しむことができる機会を提供していくことが求められています。

本市においては、障害者がスポーツ・レクリエーションや文化活動により、生きがいづくりや交流の場の確保、教養を高める機会の充実を図ってきました。

このような活動の場を提供するにあたっては、重度の障害や重複した障害のある人を含む、すべての人が参加できるような環境づくりが重要です。また、スポーツやレクリエーション活動においては、一人ひとりの健康状態や体力、障害の程度に合ったプログラムの開発や専門的な指導者の確保が重要です。

今後はより多くの人に参加できるように、活動内容の充実を図るとともに、活動を支える人材の確保・育成等、活動を支援する体制の充実を図ります。

6	社会参加	(1)スポーツ・レクリエーション活動の促進
		(2)文化活動の促進

### 基本的施策

#### (1) スポーツ・レクリエーション活動の促進

- ◆障害者のスポーツの振興と障害者に対する理解と認識を深めること等を目的に開催される各種スポーツ大会への参加を支援します。
- ◆より多くの人に参加できるように活動内容の充実を図るとともに、ボランティアやスタッフの育成を目的とした研修等、人材の育成・確保に努めます。
- ◆県のスポーツ大会や地区各障害者スポーツ大会を通じ、障害者の体力増強、交流、余暇活動等の普及を図ります。
- ◆障害者の生きがい、社会参加につながるレクリエーション活動を支援するとともに、様々な活動への参加の促進を図るため、ボランティアや障害者団体と連携しながら、必要な支援を行います。

#### (2) 文化活動の促進

- ◆優れた文化に触れ合う機会や障害のある人も気軽に参加できるような身近な活動等の紹介を行うとともに、積極的な参加を呼び掛けます。

- ◆生涯学習の観点から、障害のある人が利用しやすい各種講座や教室の充実を図ります。
- ◆障害のある人や障害者団体が行う文化芸術活動の支援と活動成果の周知に努めます。
- ◆障害者の自主的なサークル活動を育成・支援することにより、余暇活動の普及に努めます。
- ◆重度の視覚障害のある人等の社会参加を促進するために、外出時の介助を行うコミュニケーション事業を継続して実施します。



## 7 教育・育成

発達期に障害のある乳幼児に対しては、早期に必要な治療と指導訓練を行い、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていくことが重要です。

また、障害のある児童・生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うため、一人ひとりの障害の程度に応じ、きめ細かな教育を行うことが求められています。

今後は、障害者総合支援法・児童福祉法の改正も踏まえ、障害児一人ひとりに応じた療育・保育・教育等、障害児支援の提供体制の充実を図ります。

7	教育・育成	(1)療育・保育の充実 ①療育教育の充実 ②障害児保育の充実
		(2)特別支援教育の充実
		(3)放課後活動・生涯学習の充実

### 基本的施策

#### (1) 療育・保育の充実

##### ①療育教育の充実

- ◆障害の早期発見から速やかに療育へ移行できる体制の整備に努め、障害のある児童が、できるだけ早い段階で適切な対応が受けられるよう、医療・教育等関係機関との連携を深めて、療育体制の充実を図ります。
- ◆関係機関と連携し、療育を必要とする児童が、適切な時期に個々の発達に応じたきめ細かな療育を受けられるように努めます。
- ◆心身障害児施設等を活用して療育等に関する相談活動を行うとともに、心身障害児短期療育事業等、各種福祉サービスの提供を行い、心身に障害のある在宅の児童及びその保護者に対する援助体制の充実を図ります。
- ◆児童発達支援センターの早期設置を目指し、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設を目指すため、関係機関と連携を図り、機能の強化を行い、地域の体制整備を進めます。

## ②障害児保育の充実

- ◆障害のある児童一人ひとりの状況に応じた就学を進めるため、本人、保護者の意向を最大限に尊重しながら適切な就学相談支援体制の整備に努めます。
- ◆保育所等の障害児保育に関する研修等を通じて、保育所等における障害児保育の充実に努めます。
- ◆保育所において、一人ひとりの障害の種類・程度に応じ、家庭や子育て支援センター等との連携を密にした障害児保育を充実させます。
- ◆子どもの障害に応じた保育がなされるように個別の相談・指導を実施します。
- ◆障害児保育に関する保育士・幼稚園教諭対象の研修会を実施し、資質の向上を図ります。

## (2) 特別支援教育の充実

- ◆障害のある児童一人ひとりに最も適切な教育の場が提供できるよう、学校・家庭・関係機関が連携し、相談の充実を図ります。
- ◆一人ひとりの教育的な課題を踏まえた個別の指導計画等の編成と指導方法の工夫に努めます。
- ◆障害・発達障害のある児童等への教育を推進するため、教職員の研修や勉強会、特別支援学校等との人材の交流を図ります。
- ◆軽度発達障害児を含めたすべての障害児に対して、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育を行うため、特別支援教育への円滑な移行を図ります。
- ◆学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等に対応した、指導・支援体制の充実に取り組み、教職員等の理解を深めるとともに、指導方法等に関する研修を充実させます。
- ◆障害の有無にかかわらず、できる限り地域の学校で学べるように、教育施設のバリアフリー化等の必要な支援・環境整備に取り組みます。

## (3) 放課後活動・生涯学習の充実

- ◆放課後等デイサービス事業所の活用を促進し、利用しやすい体制を整えられるよう、関係機関の連携を図ります。
- ◆障害のある児童が、放課後や長期休業中の活動の場として利用できるように、安全にかつ安心して活動できる子どもの場所を確保し、多様な体験活動の場や機会が提供できるように努めます。
- ◆障害のある人が参加しやすいような講座を開設する等、学習の場の確保に努めます。

## 8 生活環境

障害者をはじめとする全ての人々が尊重され、生きがいを持って地域社会で生活するためには、自らの意思で自由に移動することが可能である環境、安心・安全に日常生活を営むことができる環境が整備されていることが重要です。

本市においては、公共施設等のバリアフリー化、住宅改修への支援等による生活環境・住環境の整備を推進するとともに、外出を支援する各種補助事業等を推進してきました。

また、障害者が地域で安心して生活するため、防災・防犯対策を推進してきました。

今後も、全ての人々の生活に配慮されたユニバーサルデザインの普及とそれに基づくまちづくりの推進を図るとともに、各種補助事業等の周知・充実に努めます。また、障害者の災害・犯罪等による被害を防ぐため、自主防災組織や警察、民生委員・児童委員等の関係機関と連携し、防災・防犯対策の充実に努めます。

8	生活環境	(1)公共施設・住環境の整備の促進 ①公共施設におけるバリアフリー化の推進 ②住宅環境の整備・充実
		(2)移動・交通対策の推進 ①道路環境の整備 ②移動・交通手段の確保・整備
		(3)防災・防犯対策の推進

### 基本的施策

#### (1) 公共施設・住環境の整備の促進

##### ①公共施設におけるバリアフリー化の推進

- ◆障害のある人を含めた多くの人々が利用する市の公共施設のバリアフリー化に努めるとともに、新たに整備する施設については、ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を推進します。
- ◆公共施設及び公益施設の身障者用トイレやエレベーター、スロープ等の設置・改善を推進するとともに、障害者用駐車場の確保に努めます。

- ◆公園については、身体障害者用のトイレ、スロープ、車止め等、障害のある人に配慮した付帯施設の整備・改修を推進します。

## ②住宅環境の整備・充実

- ◆住宅の改修に対する理解の促進を図り、障害のある人に配慮した構造や仕様への改修を促進するとともに、ユニバーサルデザインの考えの普及を図ります。
- ◆浴室や玄関、トイレ等の改修を促進するため、各種事業の活用に努め、経済的支援を促進します。
- ◆障害者が生活しやすい住まいづくりを支援するため、住宅改修等に関する相談対応に努めます。
- ◆精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族、保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

## (2) 移動・交通対策の推進

### ①道路環境の整備

- ◆歩道と車道の分離、歩行空間の確保、道路拡幅、交差点における歩道と車道の段差解消等、バリアフリー化された歩行空間の整備を推進します。
- ◆信号機、道路標識、道路表示等の交通安全施設については、障害のある人の利用の便宜を考慮し、整備を図ります。
- ◆交通安全の普及・啓発活動として、交通安全運動を実施し、交通事故による障害の発生の抑制に努めます。

### ②移動・交通手段の確保・整備

- ◆障害のある人の外出を支援するため、介護給付による行動援護、同行援護及び地域生活支援事業による移動支援事業を実施し、障害のある人の外出を支援します。
- ◆障害のある人の移動支援を進めるため、福祉タクシーの助成事業の充実とリフト付き福祉バスの運行等の助成事業を検討します。
- ◆外見から障害のあることが分かりにくい人などが配慮や援助が受けやすくなるよう、県と連携してヘルプマーク・ヘルプカードを配布するとともに、市民や事業所への普及啓発に努めます。

### **(3) 防災・防犯対策の推進**

- ◆災害時の迅速かつ的確な行動のため、関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な防災訓練に努めます。
- ◆障害のある人やその家族、入所施設等に対し、普段から防災に関する情報を提供し、災害時の行動規範や防災意識の高揚を図ります。
- ◆自主防災組織による障害のある人の安全確保と把握の重要性について、民生委員・児童委員、公民館長及び地域の消防団組織等に啓発します。
- ◆医師会等関係団体との連携のもと、災害時の医療体制を整備します。
- ◆災害時に一般の避難所での生活が困難な障害のある人とその家族のため、福祉避難所の充実を図ります。
- ◆民生委員・児童委員や警察等の連携を図ることで、障害者が犯罪に巻き込まれることを防止するよう努めます。
- ◆消費者トラブルに係る相談体制の充実・強化を図ります。また、トラブルを未然に防止するため、消費生活講座の開催などに努めます。



## 第 5 章

### 成果目標の設定

---





# 第5章 成果目標の設定



## 1 基本指針の見直しの主なポイント及び成果目標

基本指針において、都道府県・市町村は、基本指針に即し3か年（令和6年度～令和8年度）の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定するものとされており、本市が策定する障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）においても、基本指針に即した項目を盛り込むとともに、成果目標については、国の数値を考慮しつつ、本市の実情を勘案して設定します。

### （1）基本指針の主なポイント

**目標**の項目については、基本指針において成果目標を設定することとされており、その内容は次項2のとおりです。

<p>①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 <b>目標</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重度障害者等への支援に係る記載の拡充</li> <li>○障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し</li> </ul>
<p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 <b>目標</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備</li> <li>○医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定</li> </ul>
<p>③福祉施設から一般就労への移行等 <b>目標</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定</li> <li>○一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記</li> </ul>
<p>④障害児のサービス提供体制の計画的な構築 <b>目標</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備</li> <li>○障害児入所施設からの移行調整の取組の推進</li> <li>○医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実</li> <li>○聴覚障害児への早期支援の推進の拡充</li> </ul>
<p>⑤発達障害者等支援の一層の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進</li> <li>○発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進</li> </ul>

⑥地域における相談支援体制の充実強化 <b>目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基幹相談支援センターの設置等の推進</li> <li>○協議会の活性化に向けた成果目標の新設</li> </ul>
⑦障害者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底</li> <li>○精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設</li> </ul>
⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設</li> </ul>
⑨障害福祉サービスの質の確保 <b>目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加</li> </ul>
⑩障害福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設</li> <li>○相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加</li> </ul>
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉DBの活用等による計画策定の推進</li> <li>○市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進</li> </ul>
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設</li> </ul>
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重</li> <li>○支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備</li> </ul>
⑭その他：地方分権提案に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画期間の柔軟化</li> <li>○サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化</li> </ul>

## (2) 基本指針における障害（児）福祉計画に係る成果目標

項目	成果目標	前項1の該当項目
①施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上</li> <li>○施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減</li> </ul>	①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上</li> <li>○精神病床における1年以上入院患者数</li> <li>○精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上</li> </ul>	②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
③地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと</li> <li>○強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】</li> </ul>	①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
④福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上</li> <li>○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】</li> <li>○各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】</li> <li>○就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上</li> <li>○就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上</li> </ul>	③福祉施設から一般就労への移行等
⑤障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上</li> <li>○全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築</li> <li>○各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築</li> <li>○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上</li> <li>○各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】</li> <li>○各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】</li> </ul>	④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
⑥相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各市町村において、基幹相談支援センターを設置等</li> <li>○協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】</li> </ul>	⑥地域における相談支援体制の充実強化
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築</li> </ul>	⑨障害福祉サービスの質の確保



## 2 成果目標の設定

本項目では、国が定める基本指針に即し、令和8年度の数値目標を設定します。また、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年における障害福祉サービス等の見込量を定め、本市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国 指 針	<b>地域移行者数</b> ：令和4年度末施設入所者数の6%以上 <b>施設入所者数</b> ：令和4年度末の5%以上削減
-------------	--

令和4年度末時点の入所者数 (A) (人)	令和8年度末の入所者数 (B) (人)	削減見込 (C) (A) - (B) (人)	【目標値】 増減率 (C) / (A) (%)	地域生活 移行者数 (D) (人)	【目標値】 地域生活移行率 (D) / (A) (%)
55	52	3	5.5	4.0	7.3

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（鹿児島県分）

国 指 針	<b>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上</li> <li>・精神病床における1年以上入院患者数</li> <li>・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上</li> </ul>
-------------	--

※国の基本指針では、この成果目標の設定は都道府県のみとなっています。

### (3) 地域生活支援の充実

国 指 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと</li> <li>・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること〔新規〕</li> </ul>
-------------	--

強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズの把握を行った市町村	強度行動障害を有する障害者に係る支援体制の整備を行った市町村
【目標値】 令和 8 年度	【目標値】 令和 8 年度
実施	実施

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

国 指 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般就労への移行者数：令和 3 年度実績の 1.28 倍以上</li> <li>就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所：就労移行支援事業所の 5 割以上 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span></li> <li>各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span></li> <li>就労定着支援事業の利用者数：令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上</li> <li>就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合：2 割 5 分以上</li> </ul>
-------------	---

令和 3 年度の 一般就労移行者数 (A) (人)	令和 8 年度の 一般就労移行者数 (B) (人)	【目標値】 一般就労移行比率 (B)/(A) (倍)
2	3	2

令和 3 年度の 就労移行支援事業における 一般就労移行者数 (C) (人)	令和 8 年度の 就労移行支援事業における 一般就労移行者数 (D) (人)	【目標値】 就労移行支援事業における 一般就労移行比率 (D)/(C) (倍)	【目標値】 令和 8 年度 一般就労移行者の割合が 5 割以上の就労移行支援 事業所の割合 (%)
2	3	2	50

令和 3 年度の 就労継続支援 A 型事業に おける一般就労移行者数 (E) (人)	令和 8 年度の 就労継続支援 A 型事業に おける一般就労移行者数 (F) (人)	【目標値】 就労継続支援 A 型事業に おける一般就労移行比率 (F)/(E) (倍)
0	2	-

令和3年度の 就労継続支援B型事業に おける一般就労移行者数  (G) (人)	令和8年度の 就労継続支援B型事業に おける一般就労移行者数  (H) (人)	【目標値】 就労継続支援B型事業に おける一般就労移行比率  (H)/(G) (倍)
2	3	1.5

令和3年度の 就労定着支援事業における 利用者数  (I) (人)	令和8年度の 就労定着支援事業における 利用者数  (J) (人)	【目標値】 就労定着支援事業における 利用者比率  (J)/(I) (倍)	【目標値】 令和8年度 就労定着率7割以上の就 労定着支援事業所の割合  (%)
0	2		25

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児福祉計画特化

国  
指  
針

- ・ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・ 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・ 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・ 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置 新規
- ・ 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置 新規

	【目標値】 令和8年度末	市町村単独・圏域
①児童発達支援センター	1か所	市単独設置
②保育所等訪問支援	1か所	市単独設置
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1か所	市単独設置
④主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	市単独設置
⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1か所	市単独設置
⑥医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	1か所	市単独設置

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

国  
指  
針

- ・ 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 新規

基幹相談支援センターの設置	地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保
【目標値】 令和8年度末	【目標値】 令和8年度末	【目標値】 令和8年度末
1	1	1

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国  
指  
針

- ・ 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

障害福祉サービス等 に係る各種研修の活用	障害者自立支援審査支払等 システムによる審査結果の共有	指導監査結果の 関係市町村との共有
【目標】 職員への研修の実施 (成果目標で実施とする場合は○)	【目標】 共有する仕組みや体制(共有体制や仕組 み構築を成果目標とする場合は○)	【目標】 共有する仕組みや体制(共有体制や仕組 み構築を成果目標とする場合は○)
○	○	○



## 第 6 章

### 障害福祉サービス等の量の見込み

---





# 第6章 障害福祉サービス等の量の見込み



## 1 障害福祉サービスの見込み

第7期障害福祉計画における各サービスの利用時間、利用者の見込量を算出しました。算出にあたっては、第6期計画における実績及び見込量を比較するとともに、実績値の推移を検証しています。

各サービスの利用対象を以下のマークで表記しています

<b>身</b> …… 身体障害者	<b>知</b> …… 知的障害者	<b>精</b> …… 精神障害者
<b>発</b> …… 発達支援障害者	<b>難</b> …… 難病	<b>児</b> …… 障害児

### (1) 訪問系サービス

#### 活動指標

種別		実績値			計画値（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	167	186	213	208	216	224
	人	18	24	25	26	27	28
重度訪問介護	時間	0	0	0	0	0	20
	人	0	0	0	0	0	1
同行援護	時間	164	221	307	286	308	330
	人	8	12	11	12	14	15
行動援護	時間	0	0	0	0	0	20
	人	0	0	0	0	0	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

#### 事業概要

サービス名	サービス概要
居宅介護 <b>身 知 精 発 難 児</b>	ホームヘルプサービスの支給が必要と判断された障害のある人に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護、洗濯、掃除等の家事援助、通院等の介助を行うサービスです。

サービス名	サービス概要
重度訪問介護 身 知 精 癈 難 児	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018(平成 30)年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。
同行援護 身 知 精 癈 難 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護 身 知 精 癈 難 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援 身 知 精 癈 難 児	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

## (2) 日中活動系サービス

### 活動指標

種別		実績値			計画値(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人日分	1,613	1559	1,605	1,634	1,653	1,672
	人	81	81	85	86	87	88
自立訓練 (機能訓練)	人日分	0	0	0	11	11	11
	人	0	0	0	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日分	61	52	27	50	50	50
	人	5	5	4	5	5	5
就労選択支援	人					0	1
就労移行支援	時間	23	48	85	78	91	104
	人	3	4	5	6	7	8
就労継続支援 A 型	人日分	118	96	93	126	144	162
	人	6	5	6	7	8	9
就労継続支援 B 型	人日分	1,252	1,410	1,505	1,472	1,488	1,504
	人	79	89	91	92	93	94
就労定着支援	人	0	0	0	1	1	1
療養介護	人	6	6	6	6	6	6

種別		実績値			計画値（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
短期入所 （福祉型）	人日分	45	42	36	48	48	48
	人	6	5	6	6	6	6
短期入所 （医療型）	人日分	7	8	7	3	3	3
	人	1	1	1	1	1	1

## 事業概要

サービス名	サービス概要
生活介護  身 知 精 発 難 児	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）  身 知 精 発 難 児	自立した地域生活を営むことができるよう、身体障害のある方または難病を患っている方などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）  身 知 精 発 難 児	自立した地域生活を営むことができるよう、知的障害または精神障害のある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
就労移行支援  身 知 精 発 難 児	一般企業等への就労を希望し、知識、能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる人を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労選択支援  身 知 精 発 難 児	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。※施行期日(案)令和7年10月1日
就労継続支援 A 型 （雇用型）  身 知 精 発 難 児	一般企業等での就労が困難で、就労に必要な知識、能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人を対象に、雇用契約に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援 B 型 （非雇用型）  身 知 精 発 難 児	一般企業等での就労が困難で、一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したものの一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人等に一定の賃金水準に基づく就労機会を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

サービス名	サービス概要
就労定着支援  身 知 精 発 難 児	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した後、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者を対象に、障害者との相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。平成30年度に創設されたサービスです。
療養介護  身 知 精 発 難 児	病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障害のある人を対象に、医療機関における機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行うサービスです。
短期入所（福祉型） 短期入所（医療型）  身 知 精 発 難 児	<p>福祉型 …… 障害者支援施設等において実施 医療型 …… 病院、診療所、介護老人保健施設において実施</p> <p>自宅で介護する人が病気の場合等に、施設への短期間の入所を必要とする障害のある人を対象に、短期間、夜間も含めて入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。</p>

### (3) 居住系サービス

#### 活動指標

種別		実績値			計画値（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	人	38	40	40	41	42	43
施設入所支援	人	54	55	55	54	53	52
地域生活支援拠点等	箇所	0	0	0	1	1	1
	回	0	0	0	1	1	1

#### 事業概要

サービス名	サービス概要
自立生活援助  身 知 精 発 難 児	施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)を利用していたり、精神科病院等に入院していたりする人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助(グループホーム)  身 知 精 発 難 児	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や入浴・排せつ・食事の介護等を行います。 ※グループホーム事業者自らが行う介護サービス包括型と、外部の居宅介護事業所に委託する外部サービス利用型とに分類されます。

サービス名	サービス概要
施設入所支援 身 知 精 癈 難 児	施設入所者に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
地域生活支援拠点等 身 知 精 癈 難 児	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

## (4) 相談支援

### 活動指標

種別		実績値			計画値（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人	58	59	58	60	61	62
地域移行支援	人	0	0	1	1	2	3
地域定着支援	人	0	0	0	1	2	3

### 事業概要

サービス名	サービス概要
計画相談支援 身 知 精 癈 難 児	<p>&lt;サービス利用支援&gt; 障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>&lt;継続サービス利用支援&gt; サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。</p>
地域移行支援 身 知 精 癈 難 児	施設や精神科病院、保護施設、矯正施設に入所、入院されている方に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援 身 知 精 癈 難 児	居宅において単身で生活する方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に対応します。

## (5) 見込み量の確保のための方策

### ① 訪問系サービス

- ・今までの利用者に加え、新たな利用者も見込まれるため、適切なサービスが利用できるよう努め、障害者が地域で安心して生活できるように、サービスの適切な利用を促進します。

- 利用者のニーズを的確に把握し、ニーズに合った見込量の確保のため、市内及び圏域のサービス提供事業者との連携を図ります。

## ② 日中活動系サービス

- 施設入所者の地域生活への移行を促します。
- 自立訓練の利用者に、就労移行支援の利用を促します。
- 就労移行支援の利用が、就労に結びつかなかった利用者には、就労継続支援の利用を促します。
- 市内の企業と連携し、障害のある人の就労を促進し、ハローワーク等との連携を強化して、障害のある人の雇用に対する理解と協力を努めます。
- 一般就労に移行した障害のある人が、安定した就労生活を継続できるよう就労生活の支援を行います。

## ③ 居住系サービス

- 本人、家族、関係団体等と連携して、障害のある人が地域で自立して暮らしていける体制を目指し、市内及び圏域のサービス提供事業者と連携を図ります。

## ④ 相談支援

- 障害のある方が地域生活へ速やかに移行できるよう、関係機関との役割を明確にするとともに、関係機関との連携を強化します。
- 障害のある方がライフステージを通して、支援を受けることができるよう相談支援の仕組みづくりを推進します。

## 2 障害児福祉サービスの見込み

第3期障害児福祉計画における各サービスの利用時間、利用者の見込量を算出しました。算出にあたっては、第2期計画における実績及び見込量を比較するとともに、実績値の推移を検証しています。

### (1) 通所支援

#### 活動指標

種別		実績値			計画値（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人日分	384	320	278	396	408	420
	人	64	62	48	66	68	70
放課後等デイサービス	人日分	528	571	648	642	654	666
	人	86	105	105	107	109	111
保育所等訪問支援	人日分	2	1	1	2	2	2
	人	2	1	1	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	7	7	7
	人	0	0	0	1	1	1

#### 事業概要

サービス名	サービス概要
児童発達支援 <small>身 知 精 発 難 児</small>	障害のある未就学児に対し、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス <small>身 知 精 発 難 児</small>	障害のある就学児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援 <small>身 知 精 発 難 児</small>	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを定期的に訪問し、障害のある児童や保育所のスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援 <small>身 知 精 発 難 児</small>	重症心身障害児等の重度の障害のある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある児童に対し、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

## (2) 相談支援

### 活動指標

種別		実績値			計画値（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害児相談支援	人	36	35	33	37	38	39

### 事業概要

サービス名	サービス概要
障害児相談支援  身 知 精 発 難 児	障害のある児童が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います。

## (3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

### 活動指標

種別		実績値			計画値（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
コーディネーターの配置人数	人	0	0	0	1	1	1

### 事業概要

サービス名	サービス概要
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置  身 知 精 発 難 児	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担うコーディネーターを配置します。

## (4) 見込み量の確保のための方策

### ① 通所支援

障害児にとって身近な地域で適切な支援・サービスが受けられるよう、適切なサービスの提供体制の確保に努めるとともに、必要に応じたサービスの利用につながるよう、サービスの広報・周知に努めます。

## ② 相談支援

障害児に支援・サービスが円滑に提供されるよう、関係事業所等と連携を取りながら相談支援体制の充実に努めます。

## ③ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整する相談支援専門員等のコーディネーターとしての配置に努めます。

# 3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

## (1) 必須事業の概要

サービス名	サービス概要
理解促進研修・啓発事業	障害のある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用または利用しようとする知的障害のある方または精神障害のある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を凶ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

サービス名	サービス概要
日常生活用具給付等事業	重度障害のある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	障害のある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

## (2) 任意事業の概要

サービス名	サービス概要
日中一時支援事業	障害者等を介護する人が、居宅における介護ができない場合に、一時的に施設において必要な保護を行う日帰りのショートステイを実施します。

### (3) サービス量の見込み

#### ① 必須事業

事業名	単位	実績値			計画値（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談支援事業							
相談支援事業	か所	4	4	4	4	4	4
相談支援機能強化事業	か所	0	0	0	0	0	0
	件/年	0	0	0	0	0	0
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	1	1	2	2	2
意思疎通支援事業	人/年	20	12	11	33	33	33
手話奉仕員養成研修事業	人/年	16	25	32	32	32	32
日常生活用具給付等事業	件/年	651	647	581	651	651	651
介護・訓練用支援用具	件/年	1	2	3	3	3	3
自立生活支援用具	件/年	4	5	8	8	8	8
在宅療養等支援用具	件/年	0	5	2	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	8	14	8	14	14	14
排泄管理支援用具	件/年	638	619	559	619	619	619
居宅生活動作補助用具	件/年	0	2	1	2	2	2
移動支援事業	人/月	4	0	0	0	2	2
地域活動支援センター事業 (Ⅰ型)	か所	4	4	4	4	4	4
	人/月	4	3	1	5	5	5
地域活動支援センター事業 (Ⅲ型)	か所	1	1	1	1	1	1
	人/月	7	6	6	7	7	7
日中一時支援事業	人/月	65	54	38	65	65	65

#### ② 任意事業

事業名	単位	実績値			計画値（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
更生訓練費給付事業	人/月	3	5	5	5	6	6

### (4) 見込み量の確保のための方策

地域生活支援事業は、障害者が地域で生活する上で、必要不可欠なサービスです。サービスを必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、利用者、関係機関、サービス提供事業者の連携を図り、サービスの充実に努めます。

## 4 発達障害者等に対する支援

国の基本指針に従い、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実に係る活動指標として、以下の項目を設定します。

### 活動指標

種別		実績値			計画値（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ピアサポート※の活動 への参加人数	人/月	0	0	0	1	1	1

※ ピア（peer）とは、同じような立場や境遇、経験等を共にする人たちを表す言葉です。ピアサポートとはこうした同じような立場の人による支え合いを表す言葉です。

## 5 精神障害者に対する支援

国の基本指針に従い、精神障害者に対する支援に係る活動指標として、以下の項目を設定します。

### 活動指標

種別		実績値			計画値（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域移行支援	人	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	人	10	12	13	14	15	16
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	1
自立訓練 （生活訓練）	人	3	2	2	4	5	6



## 第 7 章

### 計画の推進にあたって

---





# 第7章 計画の推進にあたって

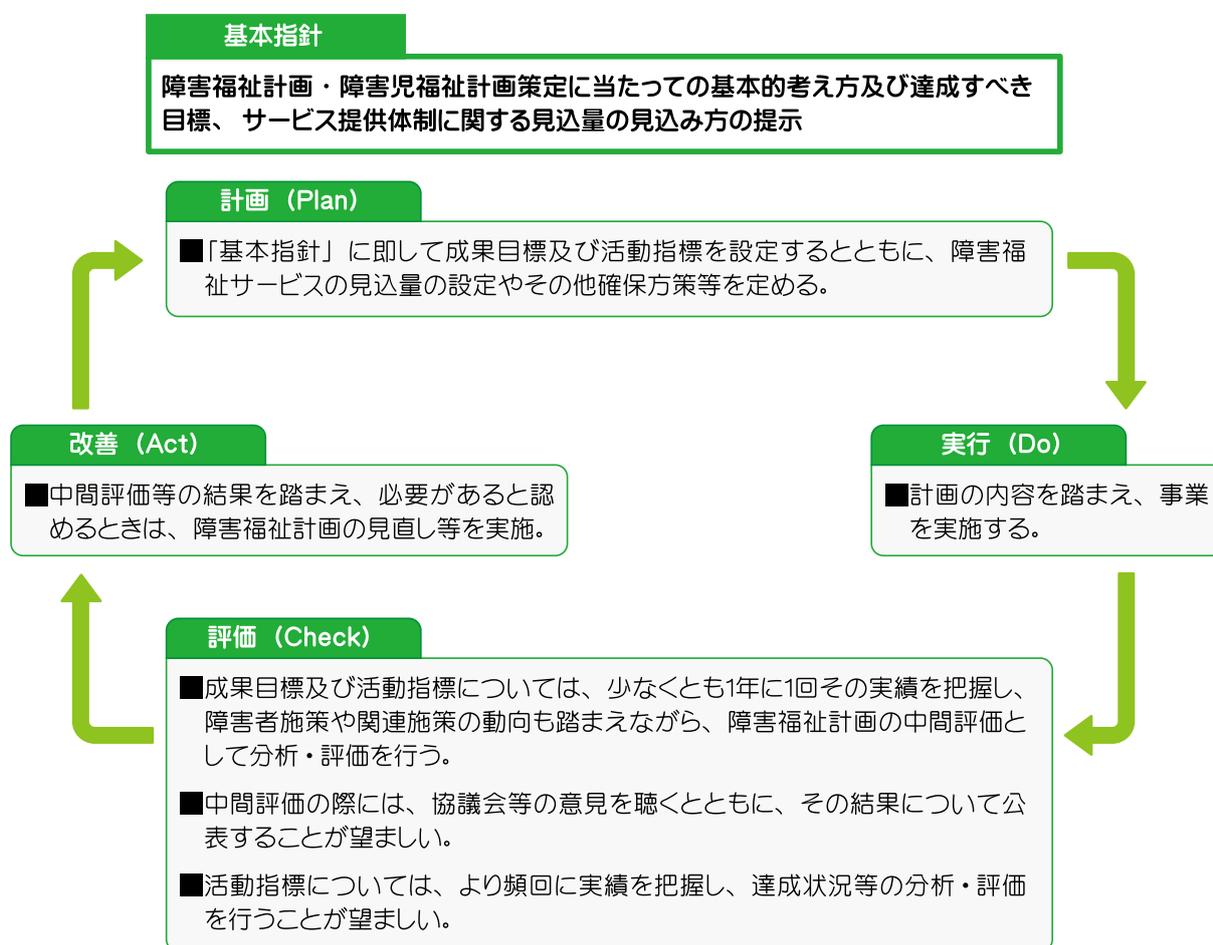


## 1 計画の評価・検討

本計画の評価においては、PDCAサイクル<sup>※</sup>を用い、少なくとも年1回の評価分析に努め、必要な場合は障害福祉計画及び障害児福祉計画を見直すこととします。

本計画においては、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。

図表:PDCAサイクルのプロセスのイメージ



**※PDCAサイクルとは**  
「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

## 2 計画の周知

「助け合いと理解のもと誰もが自分らしく生きがいを享受できるまち」の実現にあたっては、市民の理解と協力が非常に重要であることから、障害に関する認識を深め、障害のある人への正しい理解につながるよう、本計画の市民への周知に努めます。

## 3 推進体制の確立

計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉・教育・就労等、様々な関係機関の連携により推進する必要があります。

地域自立支援協議会を中心に関係機関と相互に連携しながら、障害者のライフステージに応じた切れ目のない支援を行い、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画の推進体制を確立します。

## 4 国・県及び近隣自治体との連携

本計画には、国・県及び近隣自治体と連携し、広域的な対応を必要とする施策も含まれています。国や県の障害者福祉施策の動向や近隣自治体の障害福祉サービス等の状況を踏まえ、国・県や近隣自治体と連携し、計画の推進を図ります。

## 5 サービスを担う人材の養成・確保

精神障害者保健福祉手帳所持者をはじめ、障害福祉サービス利用者の増加が進む一方、支援を行う障害福祉サービス事業所では、職員の確保や定着が深刻な課題となっていることから、障害福祉分野で働く人材の確保と定着の支援を重点施策と捉え、施策を推進します。

サービスの直接の担い手であるホームヘルパー等については、研修事業の受講等に係る支援に努め、質の高い福祉人材の養成を図ります。また、障害者等の意思決定支援に配慮し、多様な障害特性やライフステージに応じた相談支援が提供されるよう、相談支援専門員の養成やスキルアップに関し、関係機関・団体等とも連携した取組を進めます。

さらに、障害福祉サービス事業所を運営する法人の責任者及び管理者等に対し職場の環境改善や人材マネジメント能力の向上につながる経営管理研修を実施することで、事業所における職員の定着や資質向上を図ります。





## 資料編

---





# 1 枕崎市地域自立支援協議会設置要綱

平成24年4月1日告示第33号

改正

平成25年3月29日告示第14号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす協議の場として、枕崎市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域の関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有に関すること。
- (2) 個別事例への支援の在り方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の障害者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発及び改善に向けた協議に関すること。
- (4) 中立及び公平性を確保する観点からの委託相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の運営評価の実施に関すること。
- (5) 障害者虐待の防止に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師会の代表
- (2) 福祉関係団体の代表
- (3) 障害福祉サービス事業者の代表
- (4) 関係雇用機関の代表
- (5) 関係教育機関の代表
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第14号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。



## 2 枕崎市地域自立支援協議会名簿

令和5年度枕崎市地域自立支援協議会(計画策定委員会) 委員名簿		
団体名	代表者名	備考
○委員構成(15名)		
枕崎市医師会代表(医師)	鮫島 秀弥	
枕崎市民生委員・児童委員協議会 副会長	松野下 富士郎	
枕崎市社会福祉協議会 会長	赤木 正勝	
枕崎市身体障害者福祉協会 会長	中釜 寿代	
枕崎手をつなぐ育成会 理事長	渡邊 紀人	
エスポワール立神代表(社会福祉士)	阿久根 一信	
社会福祉法人富士福祉会 ふじ美の里施設長	岩下 誠	
枕崎商工会議所 専務理事	中村 みほり	
加世田公共職業安定所 統括職業指導官	地頭 政	
南薩地域振興局 地域保健福祉課長	藤後 竜也	
南薩特別支援学校 校長	谷村 真由美	
枕崎市校長会代表(別府中学校校長)	真茅 孝洋	
枕崎市健康課長	西村 祐一	
枕崎市建設課長	松田 誠	
枕崎市地域包括ケア推進課長	川野 優治	
○枕崎市障害者相談支援事業及び地域活動支援センター事業委託事業所		
地域活動支援センターいろは	渉 博幸	
地域活動支援センターにじの途	本村 琢也	
地域活動支援センター指宿ライフサポート	上田 繁之	
○事務局		
枕崎市福祉課長	福永 賢一	
枕崎市福祉課障害福祉係係長	永田 映美子	
枕崎市福祉課障害福祉係主任	清水 裕美	
枕崎市福祉課障害福祉係主事補	中釜 侑香	
枕崎市福祉課障害福祉係主任	松田 博	
枕崎市福祉課障害福祉係主任	藤井 和一	







枕崎市  
第3次障害者計画  
第7期障害福祉計画  
第3期障害児福祉計画

令和6年3月  
鹿児島県枕崎市

〒898-8501 鹿児島県枕崎市千代田町 27 番地  
TEL : 0993-72-1111 (代)  
<https://www.city.makurazaki.lg.jp/>